令和８年第３回若狭町議会定例会会議録（第２号）

令和８年６月１２日若狭町議会第３回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

１．出席議員（１４名）

１番	中村美穂 議員	２番	檜鼻貴博 議員
３番	速水真由子 議員	４番	松本弘康 議員
５番	久保幸子 議員	６番	岩本克己 議員
７番	谷川暢一 議員	８番	川島富士夫 議員
９番	倉谷　明 議員	１０番	増井文雄 議員
１１番	藤田正美 議員	１２番	熊谷勘信 議員
１３番	辻岡正和 議員	１４番	北原武道 議員

２．欠席議員

なし

３．職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	旭　明男	書記	堀田美名子

４．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮　毅	総務課長	竹内　正
会計課長	石倉治夫	観光まちづくり課長	池田和哉
税務住民課長	西村　学	環境安全課長	中村辰也
福祉課長	中村和幸	子育て支援課長	原田太輔
健康医療課長	田中啓司	建設課長	飛永浩志
上下水道課長	宮田雅秋	農林水産課長	岸本晃浩
パレア文化課長	中西みや子	歴史文化課長	吉村卓也
教育委員会事務局長	山本裕之		

５．議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　一般質問

（午前　９時２３分　開会）

○議長（熊谷勘信議員）

ただいまの出席議員数は１４名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第１　会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議員）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１０番、増井文雄議員、１１番、藤田正美議員を指名します。

～日程第２　一般質問～

○議長（熊谷勘信議員）

日程第２、一般質問を行います。

一般質問は１０名の皆さんから通告がありました。簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、７番、谷川暢一議員、８番、川島富士夫議員、５番、久保幸子議員、６番、岩本克己議員、３番、速水真由子議員、２番、檜鼻貴博議員、９番、倉谷明議員、１番、中村美穂議員、１４番、北原武道議員、１０番、増井文雄議員の順に質問を許可します。

７番、谷川暢一議員。

谷川暢一議員の質問時間は、１０時２５分までとします。

○７番（谷川暢一議員）

おはようございます。６月に入りまして、いよいよ暑くなってまいりました。「酷暑日」という日が制定されるほど、今年も暑くなる予想が出ております。若狭町の対策として、上中・三方両中学校では、空調設備の整備が行われていくことになっております。そこで行われております中学校の部活動について、これから聞いていきたいと思っております。

今回、私からは、中学校における部活動の地域展開の現在の状況と、今年度より新たな段階に入ります制度運用の課題について、この１点のみ質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、令和５年度にスタートいたしました中学校部活動の地域展開、いわゆる地域移

行におきましては、国の指針として、令和７年度までは「改革推進期間」として民間によるモデルクラブが形成されまして、着実に歩みが進んできているように思われておりますが、若狭町の現状としましては、地域クラブの設立や運営においては、保護者や指導者など関係者の負担が非常に大きく、現場での準備や対応に追われ、先行きも見通せない不安の中、まさに右往左往しながらも休日を充て、仕事を休みながらも進めていることがほとんどのように思われます。

文部科学省では、今年度から令和１３年度までの６年間を新たに「改革実行期間」と位置づけまして、令和７年１２月に国からの総合的なガイドラインを公表いたしました。それに伴い、若狭町でも令和６年策定の「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」というものを全面的に改定いたしまして、今年３月に関係者を集め説明会が開かれております。

その内容及び実行していくに当たり考えられます様々な課題について、今後どのように対応するのか、町の考えを聞かせていただきたいと思います。

では質問です。

現在、若狭町における中学部活動の地域展開はどこまで進んでいるのでしょうか。また、指導及び地域クラブの運営主体というものはどうなっているのかを併せて伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

本町では、国の方針に基づき、令和６年度から休日の部活動を段階的に地域クラブへと移行する取組を開始いたしました。現在、町内では野球、ソフトボール、バレーボール、卓球、陸上、剣道、吹奏楽の７種目において９つの地域クラブが活動しており、休日のスポーツ・文化活動を希望する生徒の受皿として、全ての部活動種目において地域移行が整っている状況にあります。

次に、運営主体につきましては、既存の社会体育団体やスポーツ少年団から派生した団体等が中心となり、地域クラブの運営を担っていただいております。

次に、指導者につきましては、地域のスポーツ指導者や外部指導員の方々が中心的な役割を果たしているほか、教員につきましても、本人の意向に基づき、兼職許可を得た上で指導に当たる体制を構築しております。

○議長（熊谷勘信議員）

谷川暢一議員。

○７番（谷川暢一議員）

全ての部活動種目で地域移行ができており、運営主体としては、既存の社会体育団体、いわゆる協会とか連盟とか、また、大人がつくっているチーム・団体やスポーツ少年団から派生した団体、スポーツ少年団は小学生、学童ですから、そこから枠を中学生まで広げたとか、そこからの派生の団体、枠組みを大きく広げたものが中心であるとのことでした。

私も、ある競技の地域クラブの立上げに令和５年から関わっておりまして、今はそこの保護者会の一員として活動しております。内情を知る者、実情を知る者として、ここから質問を続けさせていただきたいと思います。

では、今年度より新たに地域クラブの「認定制度」というものが導入されました。その「認定制度」とは一体どういったものなのでしょうか。その制度による、これまでになかったメリットなどはあるのでしょうか。また、もし認定されなかった場合のフォロー等は考えられているのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

国のガイドラインに示された運営基準に基づき、今年度より導入いたしました「地域クラブ認定制度」は、地域クラブの適切な運営と持続可能性を担保し、子供たちが将来にわたり安全・安心に活動できる質の高い環境を整えることを目的としております。

具体的な認定基準としましては、活動中の事故防止に向けた安全管理体制の構築、適切な指導体制の確保、不適切な経理を未然に防ぐ会計の透明性など、国のガイドラインに基づき、町が定める基準を満たす団体を「若狭町認定地域クラブ」として登録するものであります。

認定による主なメリットとしましては、国の基準に基づく「地域クラブ活動補助金」の受給対象となること、また、町内の社会体育施設及び学校施設の使用料免除が受けられること、指導者の資質向上に向けた研修機会の提供やスポーツ安全保険の情報提供などの支援を受けられることが挙げられます。

現在、町内の対象となる地域クラブは全て認定を受けておりますが、今後、活動を開始する新たな団体や、認定基準の維持が困難となった団体が生じた場合には、基準を満たせるよう組織運営のアドバイスや伴走型の支援を行うなど、丁寧なフォローアップに努め、地域全体で子供たちの活動を支える体制を構築してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

谷川暢一議員。

○７番（谷川暢一議員）

若狭町内の対象となる地域クラブは、全て認定を受けており、国・県だけでなく町独自の支援も受けられ、新団体や認定基準維持が難しくなった場合のフォローも含めて、子供たちの活動を支えるということでしたが、もし認定が受けられなかった場合、子供たちが大会とかコンクールとかに出場できないということが起こらないよう、その辺りを万全のフォローというものをお願いしておきたいと思います。

では、次に、地域展開において、ある程度の人数を要する競技などの場合、地域クラブのメンバー構成が複数中学校の生徒から成る場合があります。私の関わっております競技におきましても、４市町、また５つの中学校の生徒が関わって所属しております。こういった場合の各学校間、また各自治体間による連携は考えられているのでしょうか。

関わる学校が増えるほど、広域での綿密な連携が必要になってきます。日々の送迎の負担や生徒の体調管理、保護者間や各学校との連絡など、地域クラブ任せになってはいないでしょうか。活動上の連携だけではなく、金銭的な補助についての連携も大変重要となります。

現在、中体連主催の上位大会、北信越大会や全国大会がこれに当たると思いますが、出場した場合には、交通費や宿泊費などの一部を県から補助する制度があります。それは、県中体連を窓口として行われておりまして、地域クラブで出場した場合でも、地域クラブから県中体連に直接申請することができます。今までは学校単位での申請だったのですが、地域クラブからの直接申請し、申請登録メンバー分の補助を直接受けることができるようになっております。

若狭町では、これに加え、実際にかかった残りの費用を全額補助しているようですが、この制度は若狭町以外、他市町の中学校在籍の生徒には適用されておりません。近隣他市町にも、そういったその自治体独自の、また若狭町のような制度はあるとは思います。また、ないところもありますが、その自治体の中学校在籍の生徒であっても、若狭町で認可を受けた地域クラブメンバーにその補助制度を適用してもらえるかどうかというのは定かではありません。また、そういったことの各自治体への問合せや働きかけというものは、今のところ町がしてくれるわけではなく、地域クラブがやることとなっているようですが、そういったことの働きかけ、必要となる調整というものは本来、地域クラブ側がやるべきことなのでしょうか。

地域クラブ運営者や保護者にしてみれば、国からの要請で始まった中学部活動の地域

展開です。いや応なしに取り組んでいることです。そこでの広域連携での運営を余儀なくされているのに、各自治体への働きかけや調整まで負わなければならないのは、到底納得いくものではありません。こういったことこそ、近隣の各自治体が連携して制度を整えていくべきではないでしょうか。町の見解を伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

少子化の進展により、単独校ではチーム編成が困難な種目が増加する中、複数校による合同チームの編成や広域的な地域クラブへの移行・運営は、子供たちのスポーツ・文化活動の機会を確保する上で、避けては通れない喫緊の課題であると認識しております。

まず、学校間の連携につきましては、各学校の部活動顧問と地域クラブの指導者が定期的に情報共有を図る機会を設け、生徒の健康状態や活動上の課題等をきめ細かく把握することで、学校と地域クラブが連携して生徒を見守る体制の構築に努めてまいります。

また、自治体間の連携につきましては、議員御指摘のとおり、中体連主催の大会出場に係る旅費などの支援は、自治体ごとに補助内容が異なり、広域連携を進める上で大きなハードルの１つとなっております。

今後は、近隣市町との実務者会議等を通じて、「補助基準の平準化」や「合同チーム形成時の経費負担割合のルール化」、「市町の枠を超えた公共施設の相互利用」など、広域的な連携が図れるよう協議を進めていきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

谷川暢一議員。

○７番（谷川暢一議員）

近隣市町等との実務者会議等を通じて自治体間の広域連携を図りたいということでしたが、ぜひ、こういった教育分野での連携協議会や一部事務組合のような形態が確立されることを要望しておきたいと思います。

次に、３月に行われましたこの認定クラブの地域展開についての説明会、私も出席しておりました。この説明会において、活動補助金を受けるための申請方法・事務処理について非常に多岐にわたる説明がありました。各クラブ担当者の負担が心配される中、指導者等に謝礼金や指導料等ですが、それを支払った場合の源泉徴収を各団体で行う旨の説明がありました。こういった複雑で専門的な源泉徴収業務については、私は、町が各クラブに人件費として補助したものについては一括して処理すべきと考えております。

クラブ任せでは担当者の負担というものが本当に大きく増えまして、こういった部活動地域展開推進というものを妨げる一つの要因にもなりかねないんではないでしょうか。説明会においても、その旨を指摘する意見というものが上がっておりました。

国は、部活動地域展開の受入先というものを、都市部にあるような民間経営のスポーツクラブ、大きなスポーツクラブですよね、または、そういった企業と提携している団体しか想定していないように思えてなりません。現実には、地方や郡部にはそういったスポーツクラブ、企業提携団体というものはほとんどなく、前述にありました若狭町のように、保護者のボランティアとか既存の社会体育団体、また、学童のスポーツ少年団というものが中学生まで規模を広げて請け負うことがほとんどのようであります。そこに源泉徴収業務や前述の各自治体の制度調整を負わせることは、とても地域展開を推進しているとは思えません。

ある競技の地域クラブの指導をされている方とお話をさせていただきました。そうすると、「今のままのやり方では絶対に続かないだろう。地方の地域クラブはだんだんとなくなっていくんだろう」とお話しされておりました。

国も、教員の働き方改革とスポーツ文化振興の底辺を担います部活動の在り方、この両立については模索中かと思われます。こういった前述しました現場からの声が上がる制度の不備については、何ら遠慮することなくしっかりと国に指摘していくことが重要ではないでしょうか。町の対応を伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

御指摘の「指導者への謝金に係る源泉徴収事務」につきましては、所得税法の規定により、源泉徴収義務は支払者である各地域クラブに生じるものであることから、町がその事務を直接代行することは、制度上困難な状況にあります。町といたしましては、説明会でいただいた御意見を真摯に受け止め、事務負担の軽減を図るため、自動計算シートや手続の手順を分かりやすくまとめたマニュアルを作成し、先般、各地域クラブに配布したところでございます。

地域クラブ活動の円滑な運営には、現場の指導者や運営者が活動に専念できる環境づくりが不可欠であります。「事務負担の増大が地域展開の妨げとなっている」という現場の実態を重く受け止め、今後は、他の自治体とも連携し、国や県に対して、「事務代行の仕組みづくり」や「柔軟な制度運用」など実効性のある支援策が講じられるよう、

強く働きかけてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

谷川暢一議員。

○７番（谷川暢一議員）

国・県に対して、実効性のある支援策を働きかけていくということでしたが、しばらくこのままであるということでは、謝礼金、謝金、指導料というものを支払わず、ほぼボランティアの指導者頼りの運営ということにもつながっていくんではないかと、そういうおそれがあるんじゃないかと思っております。今、子供たちのためにと熱い志を持ってクラブ設立に携わってくれた指導者がいるうちはそれでもいいでしょうが、それで続いていくのかなとなると、難しいと言わざるを得ないでしょう。

これまで教員が無報酬、休日返上ということでボランティアで賄っていた部活動。その働き方改革で始められている部活動の地域移行、地域展開ですが、今のままでは、その根本となった問題点ごと地域に移行、丸投げされたにすぎないのではないでしょうか。早急な国・関係機関への指摘、働きかけ、これは私たち議員の仕事でもあるのかもしれませんが、自治体からも必要かと考えております。

では、次に、新聞報道によりますと、部活動地域移行により金銭的負担が増し、部活動継続を断念するケースがあるという記事がありました。いろいろな面からの国・県などの補助なんかはあるでしょうが、この物価高の折、決して十分なものとは言えないでしょう。もともと部活動、スポーツ・文化活動というものは道具代、遠征費、送迎など費用がかかるものです。そんな中、若狭町からの独自支援、補助というものがあると説明会でもありました。そういうことは本当に大変評価できることだと思います。しかし、その内容は十分と言えるのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

部活動の地域移行に伴い、一定の受益者負担が生じることは避けられませんが、それが原因で子供たちが活動を断念することがあってはならないと考えております。

現在、国の補助要綱に基づき実施している「地域クラブ活動補助金」は、指導者への謝金や用具購入費を支援することで、運営の安定化を図るとともに、保護者の負担を可能な限り低く抑えることを目的としております。

しかしながら、物価高騰の影響や種目ごとの特性により、実際の負担感に差が生じて

いる可能性も認識しております。

現行の支援が十分であるかにつきましては今後、各地域クラブの収支状況を精査し、実態を正確に把握した上で、必要に応じて補助制度の見直しや就学援助世帯等への配慮策などを検討してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

谷川暢一議員。

○７番（谷川暢一議員）

質問でもしましたとおり、もともと部活動には費用がかかるものですが、民間移行したからといって、家庭の負担が増すようでは、義務教育の一環としての部活動としてはいい状況とは言えないのではないでしょうか。現行の支援を精査し、必要に応じて補助制度の見直しを検討するとのことですが、後手に回り、部活動の継続を断念するなど、子供たちにしわ寄せが行かないよう、迅速な対応というものをお願いしておきます。

では、次です。

説明会でもありました、町からの独自支援の中には、地域展開における社会教育施設及び学校施設の使用料を認定地域クラブには免除するとあります。今議会でも、中学校に整備されます空調設備の使用料を免除するという議案が上がっております。他自治体の地域クラブが活動場所や使用料に頭を悩ませる中、大いに評価できる支援であると思っております。

他自治体からは、他市町の生徒が在籍するクラブには支援が少ないなど聞こえる中、当町においては、他自治体にない手厚い支援を続けることが大事ではないでしょうか。例えば、若狭町で認定を受けた地域クラブに入ってくれた他市町の中学生についても、何らかのメリットがあるなど、もし、前述の質問にもしました近隣市町との補助制度に関する広域連携がなかなかすぐには難しいというのであれば、それを逆手に取って、他自治体との差別化や地域クラブ支援に特化するというのも一つの考え方かと思います。

こういった地域の生活に密着した取組を増やすことにより、子育てしやすい町、中学生・高校生になっても育てやすい町ということで、若い世代の定住促進にもつながるものと思われます。町長の考えを伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

まず、この認定地域クラブの意向につきましては、関係者の皆様方に大変な御協力を

いただいておりますことを、まずもって感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

議員御指摘の、認定地域クラブに対する施設優先予約ですとか使用料免除、大会出場にかかるバス運行支援などは、子供たちにとって、教育環境を整え、本町が「子育てしやすい町」として評価されるための一つの重要な施策であるというふうに私も認識しているところであります。町内のみならず、町外からも子供たちが一つのチームとして一生懸命練習を重ねて、そして、大会でいい成績を収めてくれる、こういった報告については大変うれしく思っておりますし、町としても、こういったチームの活動というのは町のアピールにもつながるわけでございますので、今、議員の思いというのをしっかりと受け止めながら、私もそれぞれのチームを思い描きながら、こういった認定地域クラブの移行につきましては、活動と併せて継続して考えていきたいというふうに思っております。

あわせて、他の自治体の様子を見させていただきますと、この移行についてはなかなか苦慮されておる、そういった中で若狭町は、他の自治体に先駆けてこうした支援体制を整えていけるということも大変ありがたく思っておりますし、こういった取組が移住・定住につながり、そしてまた、一つの判断材料にもなってくるのではないかというふうに私も認識しているところでございます。

この活動支援を継続していくとともに、さらに本町ならではの特色ある施策として内外に発信し、そして、交流人口の拡大を図っていくことが、子育て支援策のみならず、若い世代にこの若狭町が選んでいただける、そして、安心して住み続けていただけるまちづくりにつながっていくというふうに思っておりますので、そういったチームの実情、併せて皆さんの活動を、今後もまた支援をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど議員からも御指摘いただきました、こういったところには様々な経費がかかる、そしてまた、国に対しても予算をしっかりと確保するように声を上げてほしいということでございました。町長としても、こういった地域の実情というのをしっかりと国に要望していきたいというふうに思っておりますので、今後とも御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

谷川暢一議員。

○７番（谷川暢一議員）

町長からもありましたように、若狭町の支援というものは本当に手厚いということを、

私が所属しております競技の地域クラブの保護者からも本当に聞いております。若狭町は手厚いな、良いなと言っていただいております。私としても、本当に鼻が高いというか、みんなに自慢できることだなと思っておりますので、ぜひ継続していただきたいと思っております。

また、現在、少子化ゆえに、子供を持つ家庭というものは、子育て・教育に非常に熱心なように思われます。私も、一番上の子と一番下の子の入っております地域クラブの保護者で比べますと、本当に年々熱心になっているように感じております。それは、子育てや教育の環境に敏感であるいうことにもつながっているんじゃないでしょうか。子供をいい環境で育てるために移住したということも普通に聞こえてくる時代となっております。

地域クラブへの活動支援を本町の特色ある施策として発信し、交流人口を増やし、若い世代に選ばれるまちづくりを目指すとのことでしたが、ぜひ、町長の答弁にありましたようにしていただきたい。決して近隣市町の動向を見つつ対処とかいうのではなく、特化していただきたいと申し上げておきます。

それでは、次に、少子化の現在、各部活動に関しても必要最少人数が確保できず、複数中学校の生徒を集め対応せざるを得ないというのが現状であります。関わる学校数が増えるほど、連携や連絡など、クラブを運営する者の負担も増えていきます。１つのチーム・団体として、子供たち同士のコミュニケーションというものにも影響が出ることが少なからずあるでしょう。

部活動の地域展開の現場では、保護者・指導者等の関係者が広域での複数中学校対応の連携にまさに右往左往し、また毎年のように変わる国の方針に振り回され、それでも子供たちのためにと何とか目の前のことをこなしている、対応して回しているのが現実と言えます。教育環境として決して充実したものであるとは、そういったものを提供できているとは言えないんではないでしょうか。

教育環境の改善ということなら、今まさに部活動地域展開で起こっている広域化のように、自治体を超えた学校の統廃合という、一部飛躍した話まで聞こえてくることもあります。実際に私も聞いております。この学校規模配置適正化による小中学校の統廃合のことですが、隣接する地域２校の段階的な統合ではなく、町全体の最終的な方針を示すよう言われ出してから久しくなります。

若狭町においては、昨年１２月議会の私からの一般質問におきまして、「学校配置の適正化に関する具体的なビジョンを令和８年末を目標にできるだけ早い段階で示す」と明言されております。新聞報道では今年度末ということが書かれておりましたが、私は、

前に答弁いただきました「本年末」ということを信用しております。そこまであと半年余りとなった現在ですが、一体どこまで進んでいるのでしょうか。現在の状況をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

松宮教育長。

○教育長（松宮　毅教育長）

それでは、御質問にお答えします。

教育委員会では、議員御指摘のとおり、少子化に伴う部活動の維持や子供たちが切磋琢磨できる教育環境の確保などは、喫緊の課題であると強く認識しております。こうした状況を踏まえ、昨年度より、「若狭町学校規模配置適正化検討委員会」の設置に向け、有識者や学校関係者による準備会を重ねてまいりました。準備会におきましては、本町の人口動態の推計や部活動の運営実態を含む、学校現場が直面している諸課題を整理し、検討の基礎となる現状分析を進めてきたところであります。

これらを踏まえ、去る６月１日に、第１回検討委員会を開催いたしました。本委員会には、有識者をはじめ、学校関係者や小中学校・保育所の保護者、地域住民の代表など、多様な立場の方々に御参画いただき、将来の若狭町にふさわしい「学びの姿」について、活発な議論を開始していただきました。

今後のスケジュールにつきましては、本委員会において策定いたしました「学校規模配置の適正化ビジョン案」を年内に公表し、パブリックコメントによる意見公募を行います。また、その結果を踏まえ、年度内に適正化ビジョンの答申をいただく予定でございます。

○議長（熊谷勘信議員）

谷川暢一議員。

○７番（谷川暢一議員）

新聞報道にもあったとおり、第１回の検討委員会が既に開催されまして、活発な議論がなされたそうです。具体的なビジョンは本年末を目標にできるだけ早い段階で示し、年内にパブリックコメントを公募する、そして、答申というものは年度内ということになるというお話でしたが、本当にこの後の１２月議会に、示されたビジョンを基に活発に議論ができることを希望いたしまして、私からの質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

８番、川島富士夫議員。

川島富士夫議員の質問時間は、１１時２分までとします。

○８番（川島富士夫議員）

議長、並びに理事者の皆様、おはようございます。公明党の川島です。

今回も通告書に従い、大項目で２点、質問をさせていただきます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、「第２期若狭町自殺対策計画」についてお尋ねいたします。

先日、と言っても４月の中頃なんですけれども、「２０２５年の小中高生の自殺者数が全国で５３８人となり、過去最多となった」という新聞記事を目にいたしました。それで、本町はどうなのかなと。まあ小さな町だから、きっと０人でしょうと期待をしながら行政に状況をお聞きいたしました。そうしたところ、「小中学生の自殺はありません」との御回答でありました。やっぱり、よかったと。ただ、喜んだのもつかの間、そのあと続けて、「２０歳未満の方はいらっしゃいます」とのお答えでございました。

それで、直近５年間のデータを見せていただきますと、０人の年はありませんでした。それが気になり今回、改めて第２期若狭町自殺対策計画に目を通させていただきました。非常に幅広く、多面的な施策が整理されており、行政として真摯に取り組もうとされていることは確認できました。その上で、実際にどのように成果を測り、どう支援につなげていくのか、また、孤立をどう防いでいくのかなど、幾つか疑問を持ちましたので、確認も含めてお尋ねいたします。

本計画では４８の施策が掲げられております。大変幅広い内容となっておりますが、計画の成果をどのような指標で測定していくのでしょうか。また、この５年間でどのような状態を目指していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

第２期若狭町自殺対策計画では、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、４つの基本施策「自殺予防の理解促進と環境整備」、「自殺対策に係る人材の養成」、「相談支援体制の強化」、「世代の特性や傾向に応じた施策の推進」に基づき、４８項目の具体的な施策を掲げて取組を行っております。年度当初に各課の業務内容における取組計画を策定し、翌年度に具体的に取り組んだ実施状況の評価を行うことで、計画の進行管理を行っております。

また、計画の中における目指す姿は、これらの取組を着実に行うことで、地域住民一人一人が自分自身や周りの人々の命を大切にし、地域で支え合う地域づくりの実現となることを目指しております。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。自殺対策というのは、何人減ったかというような数字だけでは表せない、測れない難しさもございます。ですので、自殺に至る前に地域で支え合う社会の構築を目指すというような御答弁だったと思います。

具体的な取組については後ほどお聞きすることとして、特に重要なのは、悩んでいる人が支援につながれたかどうかだと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

本町における自殺の傾向や背景について、年代別・性別・要因別にどのような分析を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

本町における分析方法につきましては、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターより提供される、都道府県及び市町村ごとの地域特性が考慮され、自殺の実態が分析された「地域自殺実態プロファイル」により行っております。対象者数が少ない前提ではありますが、本町につきましては、全国と比較すると、社会的孤立が起こりやすい８０歳以上の高齢者や、労働環境の影響を大きく受けやすい働き盛りの４０～５０歳代の方、ストレスへの対処能力が低い２０歳未満の方の自殺割合が全国より高い傾向となっております。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。確かに全国の割合での比較では、どうしても分母の小さい本町のような市町は、全国平均よりも高くなることは仕方がないというふうに思います。今後は、分子を小さくするように努力していただきたい。私も考えたいと思います。

次の質問です。

この計画では「若者支援」という言葉も出てまいります。ここの「若者」とは何歳程度を想定しているのでしょうか。また、「子供」、「若者」、「子育て世代」をどのように整理して施策を展開しようとされているのか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

「若者」としては、おおむね４０歳代までの方としております。

施策展開につきましては、「子ども」は、心理的・社会的に未熟でストレスへの対処能力が低く、早期支援が鍵となります。その中で、学校において児童や保護者の悩みを受け止められるよう、切れ目のない相談体制を強化するとともに、教員の資質向上、不登校児童生徒への対応、いじめ対策、命を大切にする教育を推進することとしております。

次に、「若者」につきましては、進路、友人関係、就職などの悩みに直面する一方で、社会的サポートが不足する場合があり、社会全体で支える対応が重要となります。命の大切さやメンタルヘルスについて普及啓発を行いながら、子ども・若者サポートセンターなどの関係機関が連携し、相談支援の充実を図っていくこととしております。

そして、「子育て世代」は、親の精神的負担や家庭環境が子供のメンタルヘルスに直接影響を与えるため、子育て世代全体の支援が重要であります。こども家庭センターや子育て支援センターにおける育児教室や産後ケア事業などの中で、具体的な援助と先の見通しを教示させていただくことで、子育ての負担感、不安感を一人で抱え込まないよう、支援を充実していくこととしております。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。今は、子供と大人の間にある、いわゆる「狭間の世代」への支援も重要視されております。学校を卒業した後や、御結婚や転勤等で環境が変化したときに、社会とのつながりが弱くなることもあります。ぜひ、今後も切れ目のない支援体制をお願いしたいと思います。

次に行きます。

高齢者支援についてお伺いします。高齢者施策では、「居場所づくり」が掲げられております。もちろん大切な視点だと思います。しかし、現実には独居高齢者、老老介護、

介護疲れ、経済的不安、地域との断絶など、非常に深刻な課題もあります。

そこで、居場所づくりに加え、こうした不安や孤立への支援をどのように強化していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

町内自殺者の中で６０歳以上の占める割合は、対象者数が少ないため参考数値ではございますが、３３％と高くなっております。要因としましては、病気による悩みや社会的孤立が起こりやすい年代であり、悩み事の解決に向けた支援が届きにくい世代であると考えられます。

このため町では、議員御質問の「居場所づくりの推進」以外に「見守り活動」、「介護負担の軽減」、「経済的な支援」にも力を入れております。

まず「見守り活動」では、独り暮らしの高齢者や気がかりな高齢者世帯に対する、民生委員児童委員、老人家庭相談員などの福祉関係者による見守り活動や、町内事業所と締結していただいております、「地域見守り協定」による見守り活動を行っていただいております。また、地域包括支援センターでも、昨年８８７件の訪問活動を行っております。

今後は、公的支援や福祉関係役員だけでは限界がありますので、御近所を含む地域全体で見守る体制の強化が必要であると考えております。

「介護負担の軽減」につきましては、３つの事業を実施しております。

１つは、家族介護者の負担軽減を図るため、在宅介護を継続できるよう訪問型のサービスを提供しております。

２つ目としまして、家族介護教室を開催し、適切な介護知識・技術を習得していただいております。

３つ目として、介護負担としましては、認知症の場合、記憶障害など様々な症状が現れますので、家族の負担が大きく、認知症についての正しい知識を住民に知っていただくため、川島議員にも大変お世話になっておりますが、「認知症カフェ」や「オレンジデイよりば」というイベントを開催し、普及啓発を図っております。

今年度は、特に認知症やその疑いのある当事者の方、その家族が語り合える場所を積極的に設けていく予定でございます。

「経済的支援」につきましては、短期的な生活苦に関しては、社会福祉協議会が実施

していただいています生活福祉資金貸付制度を活用していただいております。また、長期的に生活が困窮されている方につきましては、御相談に応じて、県の健康福祉センターが窓口であります「生活保護制度」へつながせていただいております。

自殺対策につきましては、これらいずれの支援につきましても、町長の方針としています「ＳＤＧｓ、誰一人取り残さない」ことを目標に、早期発見、早期の対応が必要でありますので、今後とも住民の皆さんの御協力を得ながら、支援を強化してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。なかなか難しいところがあろうかというふうに思います。

見守り活動、それから、介護負担の軽減、そして、経済的支援の御説明でした。今後も強化すると御答弁にもございましたので、よろしくお願いします。

本当に支援が必要な人ほど相談につながりにくい、そういう難しいところもございます。今後も進む高齢化社会に真正面から挑戦される担当課及び関係課等の皆様に、本当に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

次の質問です。

この計画では、相談窓口の充実が掲げられておりますが、町民の方が「どこへ相談すればいいのか分からない」と迷わずにつながれるような、ワンストップ的な相談体制については検討されているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

自殺の原因や動機となる様々な悩みを抱える方が、適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、関連する分野の機関などが連携して取り組むことが重要であります。そのため、上中庁舎１階において、福祉課、健康医療課、子育て支援課などが中心となり、総合相談窓口として連携し、あらゆる心配やお困り事への相談対応を行っております。

今後も、総合相談窓口として連携していることを広く住民の皆様に知っていただけるよう、あらゆる機会を利用して周知啓発に努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。実際には、どこに相談していいか分からず、そのままになってしまうというケースも少なくありません。どうか周知・啓発のほうをよろしくお願いいたします。

次に、ゲートキーパーについてお尋ねします。

計画では、ゲートキーパー養成が位置づけられております。大変重要な取組だと思います。ただ、養成講座を実施しただけでは、なかなか実際の支援につながりにくい面もあるのではないかと思います。

そこで、養成後、その知識や気づきが実際の支援につながっているのか、どのように検証していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

自殺対策において、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期「気づき」が重要であります。そのため、自殺の危険を示すサインを見逃さず、適切な対応を行うことができるよう、ゲートキーパーの養成を行っております。

ゲートキーパー養成後、その知識やスキルが実際の支援活動や自殺予防につながっているかを検証することは、養成プログラムの効果や改善点を評価する上でも重要と考えております。今後、受講者へのアンケートなども行うことで、検証を行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。ゲートキーパーは、専門家ではなくとも「気づく」、「声をかける」、「つなぐ」ことができる存在であり、地域全体の支え合いにもつながる重要な取組だと思います。一方で、その後の継続支援も極めて重要だというふうに感じております。よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

通告書では、次の質問７とその次の質問８とを分けて通告していましたが、連携というところで共通点もあることから今回、急ですが、まとめて一つの質問にさせていただ

きたいと思います。御了承をお願いします。

それでは、相談を受けた後、福祉・医療・教育・地域などとの連携について、情報共有やケース対応を実効性あるものにするため、どのような体制を構築していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

自殺リスクの要因は、単一の要因によって発生するものではなく、複数の側面から影響を受けており、また、心理的・社会的・生物学的な要因が複雑に絡み合うことで、自殺のリスクを高めることがあります。そのため、相談内容に応じて福祉・保健医療の分野や教育分野からの多角的なアプローチが必要となります。これまでも、総合相談窓口としての連携を通して関係部署との情報共有を図り、継続支援が必要となる事案につきましては、必要に応じてケース会議を開催し、課題の具体化と役割分担を明確にして対応しております。

また、地域との連携につきましては、個人情報でもあり、デリケートな対応になりますので、先ほどお答えをさせていただいたゲートキーパーの養成を行いながら、支援の必要性の啓発も行うことで、地域社会全体で支援に関与する土壌の構築に努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。ここは非常に重要な部分だというふうに思っております。引き続き、総合相談窓口を通して、継続的な連携体制をぜひお願いしたいと思います。

次に行きます。

この計画全体についてお尋ねします。

冒頭も申し上げましたが、４８施策が掲げられておりますが、その中で特に重きを置く重点項目というのは何でしょうか。また、進捗管理や検証といったものはどのように行っていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

自殺対策につきましては、本計画の全ての施策が着実に実施されることが重要であります。その中で、「地域自殺実態プロファイル」の分析により、自殺割合が全国より高い傾向にある対象者への対応を適切に行うことが必要であると考えております。

そのため、今回の計画では、基本施策の中で「世代の特性や傾向に応じた施策の推進」を掲げ、「高齢者」・「働き盛り世代」・「こども、若者、子育て世代」へのそれぞれの年代の特性に応じた自殺リスクを低下させる取組を行うこととしております。

取組内容の一部として、「高齢者」は、地域で安心して生活が送れるようサロンなどの居場所づくりの充実、「働き盛り世代」では、職場における健康診断とストレスチェックの実施、地域における余暇活動の充実、「こども、若者、子育て世代」は、学校や子育て支援センターなどにおける相談体制の充実など、それぞれの年代に応じた心の健康と生きがいづくりの推進が図れるようにしております。

進捗管理と検証につきましては、先ほどお答えさせていただいたとおり、年度当初に各課の業務内容における取組計画を策定し、翌年度にその具体的に取り組んだ実施状況の評価を行うことで、計画の進行管理を行っていくこととしております。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。ただいま、毎年行っている検証というのは、先ほども出てきましたし、理解をしています。

それと、ここにいらっしゃる皆様が既に御承知のことを、再確認の意味で申し上げますが、計画は「つくること」が目的ではありません、「動かすこと」が重要です。検証と改善を繰り返しながら、実効性を高めていただきたいというふうに思います。

次に、最も難しいテーマかもしれませんが、お尋ねします。

支援を求めること自体が難しい方、あるいは、地域からも孤立してしまっている方を、行政としてどのように把握し支援につなげていくのか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

地域で孤立する世帯など、支援を求めることが難しい方の把握につきましては、地域

における見守り活動や助け合い活動が重要であります。これまでも子育て支援センターや子ども・若者サポートセンター、地域包括支援センターなどの相談機関における情報と、地域サロンや地域支え合い活動事業などの地域活動の場や、民生委員児童委員の方々からの情報提供により把握し、関係部署による適切な支援となるよう努めております。

引き続き、支援を必要とする方々が地域の中で孤立することなく、必要な支援が受けられるよう、地域情報の把握の強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。ここは非常に難しい課題だというふうに思います。本当に困っている方ほど、なかなか声を上げられない。だからこそ、「待つ支援」だけではなく、「こちらから気づき、つながる支援」が重要になると考えます。

この大項目の最後の質問になります。

協議会についてお尋ねいたします。

本年４月の改正自殺対策基本法では、各自治体において、関係機関との連携の要となる協議会の設置が促進されております。本町として、この協議会をどのように考えているのでしょうか。設置も含めた今後の方向性について、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

自殺対策基本法に基づく協議会は、司法、医療、警察、消防、労働、福祉、教育などの各分野の機関が構成団体となり、子供の自殺の防止などについて必要な情報交換を行うとともに、必要な対処、支援などの措置に関する協議を行うものであります。事案内容によっては市町村だけでの対応が困難を要することもあり、地域の事情により、県が設置主体となることも可能となっております。

本町につきましては、若狭健康福祉センターが事務局を担い、小浜市、高浜町、おおい町、若狭町の関係機関により構成する若狭地域自殺対策連絡協議会により、協議・対応を行っております。今後も、本町だけでは把握できない情報や様々な対処事例などの広域的な協議会のメリットを生かしながら、本町における必要な支援と取組に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。自殺対策は、行政だけでは限界もございます。医療、福祉、今答弁にありましたように教育、地域、民間団体、そして、住民同士のつながりも含め、地域全体で取り組む必要がある課題だというふうに考えます。

今回、第２期若狭町自殺対策計画を読ませていただいたこと、また、ここまでの御答弁から、町として真剣に取り組まれていることは理解できました。その上で、これからは計画をどう実行していくか、どう孤立を防ぐか、どう支援につなげるか、さらにもう一歩踏み込んで考えていただきたいなというふうに思います。

誰一人取り残さない地域づくりに向けて、今後の取組に期待を申し上げ、大項目１点目の質問を終わります。

続きまして、大項目２点目「空き家問題の官民連携について」お尋ねいたします。

これも若狭町の計画からなんですけれども、「第２期若狭町空家等対策計画」によりますと、令和４年度時点で町内の空き家は４２９戸に上り、今後さらに増加が懸念されております。所有者アンケートでも、売却や賃貸を希望する声がある一方で、相続、家財整理、解体費用など、多くの課題や不安がある実態も示されております。

空き家対策というと、危険家屋や管理不全への対応が中心になりがちですが、私は今後、管理・除却だけでなく、活用・再生の視点がより重要になると考えております。そのためには、行政だけでなく、専門知識や実務経験を持つ民間団体との連携が不可欠だと思います。

実際、第２期計画や条例にも、民間事業者等との連携推進が明記されております。また近年、国では、「二地域居住」を重要政策として進めており、空き家活用や移住促進との関係でも注目されております。国のモデル事業では、「特定居住支援法人」が要件となるようでございます。

そこで、本町としても、民間専門団体との連携強化に加え、「特定居住支援法人」の指定について研究・検討していくことが重要ではないかと考える次第です。

そこで、お尋ねいたします。

町として今後、空き家相談、所有者支援、空き家バンク登録支援、家財整理や相続相談への橋渡し、地域活用提案などの分野において、一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会をはじめとする、民間専門団体との官民連携を一歩進めていくお考えはあるのでしょうか。また、二地域居住の推進や国の先導的モデル事業への応募も見据え、「特

定居住支援法人」の指定について検討していくお考えがあるのでしょうか、所見をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

空き家対策として、空き家の活用を推進するため、平成２３年に「空き家情報バンク」を創設し、これまでに１１８件のマッチングが成立しており、また、空き家改修に５１件、老朽化し危険な空き家の除却に１２件の補助を行うなど、解消に努めております。

一方で、空き家は年々増加し、昨年夏の調査では５２９件把握しており、今後もさらに増加すると予想しております。そのため、今年度新たに、空き家となって１０年以内の物件に対して除却費用を補助する制度を創設し、早期解体を促すことにより、危険な空き家発生の抑制を図っているところでございます。

また、毎年、不動産事業者や建築事業者、司法書士等による「空き家相談会」を開催するとともに、今年度から、補助制度や相談会の情報が所有者の方などに着実に伝わるよう、固定資産の納税通知書に制度等を紹介するチラシを同封するなど、周知活動を強化しているところでございます。

今後、これまでの取組を一層推進するためには、行政のみならず、地域や専門知識を持った民間事業者などとの連携・協力した仕組みづくりが必要であると認識しております。

空き家については、その活用内容によっては地域の実情に適さない場合やトラブル等も懸念されることから、関与する事業者等には高い信頼性、安定性などを基に、専門知識に加え、活用者への伴走支援能力や地域との連携・調整能力が求められます。県内では福井市などが民間事業者との連携を図っており、全国でも様々な成功事例がございます。その取組状況や成果を確認しながら、本町に適した、より効果的で持続可能な体制を研究してまいりたいと考えております。

次に、「特定居住支援法人」についてでございますが、これは二地域居住者等への情報提供や相談、その他必要な援助を行うなど、二地域居住を促進する業務を行う法人でございます。

人口減少や空き家の増加が進む中で、地域活性化の原動力とするための二地域居住については、物件の管理など地域との関係性や行政負担などの課題もあることから、まずは「二地域居住施策」のメリットやデメリット、有効性を研究・整理した上で、必要に

応じて「特定居住支援法人」についても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。空き家問題は、今後も、行政だけでは対応し切れない時代になるというふうに思います。だからこそ私は、所有者相談や利活用に知見を持つ民間団体との連携が重要だというふうに考えております。もうしつこいようですが、ぜひ前向きな連携をお考えいただきたいというふうに思います。

続いて、空き家・古民家の利活用についてお尋ねいたします。計画では、空き家を地域資源として活用する方向性も示されております。私は、これからの空き家対策は、管理・除却だけでなく、活用・再生にも力を入れていく必要があると考えております。

本町には、多くの古民家や地域資源があり、また、空き家・古民家再生に専門的知見を持つ団体も存在しております。さらに、二地域居住を進める上でも、お試し居住施設や滞在拠点の整備は重要になっていくと思います。

そこで、念を押すようで誠に恐縮ですが、お尋ねいたします。

町として、専門団体とも連携しながら、二地域居住も視野に入れた空き家・古民家の新たな利活用や地域活性化について、研究・実践していくお考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

先ほどの答弁のとおり、空き家の利活用については、県内や全国においても、専門知識を有する様々な事業者や団体が存在し、成果を上げられている事例もございますが、一方で、管理物件の管理が行き届かず、地域でトラブルが発生するなどの課題もあり、民間事業者や団体には相応の能力が求められております。

今後、全国の先進事例を参考とするともに、様々な事業者・団体との意見交換を行いながら、二地域居住や空き家活用、地域活性化について研究してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。空き家は今後も増え続けます。空き家問題は、放置すれば地域課題にもなります。しかし、見方を変えれば、地域資源にもなり得るというふうに思っております。

本町には自然、歴史、文化、古民家など、多くの魅力があります。それらをどう生かしていくか、また、行政と民間がどう力を合わせていくか、これから非常に重要なテーマになるというふうに思います。

特に、二地域居住や関係人口の創出は、単なる移住政策ではなく、地域との新しい関わり方、地域経済への波及、空き家活用、地域コミュニティの維持にもつながる可能性があります。ぜひ国の制度も活用しながら、本町らしい空き家施策を前向きに研究・推進していただくことに期待をして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

ここで、暫時休憩します。

（午前１０時４５分　休憩）

（午前１０時５５分　再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

５番、久保幸子議員。

久保幸子議員の質問時間は、１１時５５分までとします。

○５番（久保幸子議員）

では、始めさせていただきます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

本日は、大項目２点を質問させていただきます。

大項目１は、「若狭町の農業はどこを目指しているのか」。

大項目２は、「豪雨災害から住民の命を守る森林整備と人工林再生について」です。

まず前提として、若狭町では、豊かな森林と水に支えられた農業が営まれてきました。しかし現在、担い手不足、耕作放棄地、森林荒廃、豪雨災害リスクなど、地域基盤そのものが静かに揺らぎ始めているようにも感じております。

一方、国は、有機農業、６次産業化、農山漁村発イノベーション、森林環境譲与税、防災減災政策など「地域資源を生かした総合政策」へ、大きくかじを切っています。今

こそ若狭町も、「農業」、「森林」、「防災」を個別に捉えるのではなく、「未来の地域経営」として総合し、政策として再構築する時期に来ているのではないかと思っております。今回、その視点から質問させていただきます。

そこで大項目１、「若狭町の農業はどこを目指しているのか」について、質問させていただきます。

若狭町の基幹産業の１つである農業は、担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、資材高騰等による今後の持続性が問題になっています。

一方、国においては、持続可能な農業への転換、有機農業の推進、６次産業化、農福連携、関係人口創出等を含めた地域農業の総合政策化が進められており、自治体における農業政策の明確化がより重要視されています。

若狭町においても、これまでかみなか農楽舎を中心とした新規就農者育成や農業体験、販路形成等の先進的な取組を進めてきた経緯がありますが、現在の支援状況や今後の展望が地域住民に十分見えていないように思います。

また、小規模農家、梅農家、小規模事業者等の若い担い手からは、６次産業化や加工品開発、販路拡大への意欲がある一方で、商品開発・資金調達・補助金活用・販路形成等を伴走支援する体制不足の声も多く聞こえてきます。

そこで、若狭町農業の現状認識と将来ビジョン、かみなか農楽舎の位置づけ、６次産業化支援、販路形成、国県補助金の活用、地域おこし協力隊等の専門人材導入を含め、今後若狭町農業をどのように発展させていくのか、総合政策として町の考えをお伺いいたします。

小項目１つ目の質問です。

現在の遊休地や耕作放棄地等を含めた農地の現状をどのように把握し分析を行っておられますか。また、その数字を基に５年後、１０年後の若狭町農業をどのように見通し、現在どのような対策を取っておられますか。お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

町の農業の現状につきまして、個人農家の減少や後継者不足により、農業経営体や耕作面積については大きく減少が続いている状況です。

２０２５年の農林業センサスによると、農業経営体は１０年前の約半分の３９１人、耕地面積も１，３８６ヘクタールと２０％以上減少しています。また、農業経営体のう

ち、担い手の数は１０４経営体で僅かに減少していますが、その経営面積については合計1，２８３．９ヘクタールで、３０％以上増加し、個人から担い手への集積が進んでいる状況となっています。

遊休農地については、農業委員会による令和７年度調査では約２４４ヘクタールとなっており、条件不利農地を中心に年々増加しています。人口減少社会における少子高齢化が進む中、農業の分野でもその影響は顕著であり、担い手の経営面積は拡大していますが、後継者不足などにより、農家数と耕地面積の減少はそれ以上に大きく進み、遊休農地が増加している状況であり、今後もこの傾向は継続していくと考えています。

若狭町では５年後、１０年後に、適切な農地利用を進め、遊休農地、耕作放棄地を解消し、今後の農業を持続可能なものとしていくため、現在、次のような取組を行っています。意欲ある担い手の育成、法人化を促進するため、 国や県の補助事業を最大限活用し、高効率化やスマート農業化を促進する農業機械導入の支援を行っています。

新規就農者への就農支援として、かみなか農楽舎と連携した就農定住研修事業の実施、営農初期の経営支援である就農準備資金、経営発展支援、機械設備補助の実施、住居の確保のため、新規就農者支援施設の運営を行っています。

また、町が定めた地域計画の実現に向け、農地の安定的利用、農業経営の効率性の向上を図るため、農業委員会と連携し、農地中間管理機構を通じた農地の集積、集約化の取組を進め、令和７年度時点の転貸面積は７８７ヘクタールとなっています。

また、今後も持続的な営農を行うための環境整備に向けて、気山地区や三十三地区の基盤整備、はす川土地改良区基本構想の策定、瓜生土地改良区北部地域の調査実施など、農業生産基盤の再整備に向けた取組を進めていくとともに、地域と農業者が一体となった農地保全の実現を目標に、耕作放棄地の発生の防止に取り組む集落を支援する、多面的機能支払交付金事業を推進しています。

こうした取組により、地域農業への魅力を感じられる環境を整備し、次世代の担い手確保にもつながる事業を継続して推進していきます。

○議長（熊谷勘信議員）

久保幸子議員。

○５番（久保幸子議員）

丁寧な答弁ありがとうございました。

今後、ますます人口減少による担い手不足が生じますが、農業の持続可能な取組について、様々な事業によって支援されていることがうかがわれ、非常にすばらしい方針だと思います。しかしながら、かみなか農楽舎の今年度の研修生がいないともうかがって

おります。

そこで、新規就農者獲得の方法として、かみなか農楽舎と連携し、就農定住研修事業の内容を見直し、若狭町の支援の在り方について検討していく必要があるのではないかと考えております。魅力を感じられる環境整備をぜひ進めていただけますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、小項目２つ目の質問です。

先に述べましたかみなか農楽舎の魅力発信にも結びつけるため、これまでにかみなか農楽舎が実現した事業成果について伺います。

現在、農林水産省は、地域ぐるみの有機農業モデルを「オーガニックビレッジ」として全国展開し、２０３０年までに２００市町村へ拡大することを目標にしています。つまり、今後の農業政策は、農産物を作るだけでなく、農業と地域経営をより緊密に結びつけた自治体に国の支援と人材を投資して発展させる方向にかじを切ると考えられます。

そこで、この方向性を若狭町の事例に応用することを考えてみましょう。

若狭町では、約２０年前から既に「かみなか農楽舎」の事業がスタートしておりました。この施設が開設当時から目指してきた、地域経営に根差した農業の拠点をつくろうという方針は、まさに現在、先に述べました国のオーガニックビレッジ政策や関係人口政策と同じ方向を向いていると言えましょう。つまり、若狭町の農業に国の支援と人材を投資して発展させる機会が近いわけですが、この大きな可能性をどう生かすべきか、町としてどのような認識をお持ちでしょうか。

関連して、これまでにかみなか農楽舎が実現してきた事業成果及び町の支援実績をどのように総括しているのでしょうか。また、担い手不足や事業者の高齢化による影響がどれほど大きいかを査定し、数値化したことはあるのでしょうか。

加えて、今後も「かみなか農楽舎」を若狭町農業の重点拠点の１つとして位置づけていく考えはあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

かみなか農楽舎の役割は、地域全体の農業基盤の維持・強化を目指し、若狭町の農業の持続可能な発展を支える次世代の農業の担い手を育成し、地域農業の振興により豊かな地域社会を形成することです。農業と地域経営が緊密に結びついた農村社会が形成されている若狭町では、かみなか農楽舎においては、より実践的で具体的な取組を進めて

きたと考えており、これからも、国の農業政策の動向を見据え、各種補助事業の活用を探りながら、個性的で多様な農業を実践する、地域を担う人材の育成を進める取組を進めてまいりたいと考えております。

「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化する」という目標を掲げ、かみなか農楽舎は、平成１４年の設立以来、２年間の長期型研修事業を柱に、農業・農村再生の担い手となる、町内に定住する新規就農者の育成に取り組んできました。当初から、行政と住民、企業が相互に協力・出資し、農業後継者の育成に取り組み、社員がいない当初は、町の職員が専従し、農地の集積や就農先のあっせんなどを行いながら社員を増やし、経験とノウハウを蓄積し、徐々に研修体制を整え、多方面から評価をいただける農業研修施設として、これまで５５人の卒業生を輩出してきました。

そのうち、町内で就農した２８人は、これまで受け継がれてきた若狭町の地域農業を支え、地域を支える貴重な人材であり、若狭町の農地保全と地域活性化に大きな役割を果たしていると考えております。また、２８人の町内就農者は、農業法人での大規模農業や梅栽培、有機農業、園芸など、多種にわたる営農を行いながら、現在では、町内全域で２１８ヘクタールもの農地で耕作を行う大きな存在となっています。

担い手不足や事業者の高齢化により、特に大きな影響を目にする状況としては、遊休農地の増加であり、令和７年度調査では、遊休農地が約２４４ヘクタールと申しましたが、その内訳は、利用可能な状況に回復しやすい遊休農地よりも、再生利用困難と判断された農地が増加している状況があります。これら遊休農地や耕作放棄地の解消は、非常に困難ではありますが、これまでかみなか農楽舎から巣立った就農者が中山間地などでこだわりの農業を進めたことで、多くの遊休農地の発生を防いできたと考えております。多様な農業者による特色あふれる農業の実践は、若狭町の農業の個性や強みであり、これからも水稲栽培を基幹としながら、園芸・有機農業・小規模経営など、多様な農業を展開する意欲ある農業者を積極的に支援していきたいと考えています。

現在、大型農家の事業の継承や集落営農組織の法人化なども含め、新規に就農する農業者に対して各種支援を行っていますが、かみなか農楽舎の研修制度による新規就農者の育成は、若狭町独自の実績ある取組であり、これからも、かみなか農楽舎の研修制度を含めた運営を、若狭町の農業後継者の育成の重点施策として位置づけ、展開していきます。

令和８年４月から、研修生がいない厳しい状況となっています。新規就農希望者も全国で売手市場となり、受入れがなかなか進まない状況ですが、広報活動や方法を見直すとともに強化を図り、かみなか農楽舎のこれまでの実績を基に、若狭町の農業の魅力を

積極的に発信してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

久保幸子議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。かみなか農楽舎の研修内容の基本的な考え方が示されていました。

中山間地域での農業を営みたい、このこだわりこそが重要だと思っています。現在、大規模農業の推進が主流になってきておりますが、都市からの若者が若狭町での就農に何を求めているのかを考える必要があります。

有機農業は、農薬や除草剤を使用する農地の周辺では困難であることから、耕作放棄地や遊休農地こそが適していると考えます。当然、近年の獣害対策も同時に行うことが前提になりますが、この方針によってこそ国の推奨するオーガニックビレッジをこの若狭町にもたらす方法ではないでしょうか。

そこで、小項目３つ目の質問です。

２点目で質問させていただいたかみなか農楽舎は、地域住民と町、そして民間企業である類設計室の協力を得て、未来の農業モデルとして掲げた政策であったように認識しております。設立目的は、都市の若者の就農定住促進・研修生の受入れ・農業体験・自主販売・地域活性化を一体で行う拠点とすることであり、今まで多数の研修生を受け入れてこられました。その成果の１つとして、ふるさと納税返礼品などの商品開発が挙げられますが、この事業に町はどのように支援され、評価されておられるのでしょうか。

また、類設計室の事業の１つである類農園直売所は、有機農業をベースとした循環型農業を推奨されており、直売所の数も増えているそうです。現在、若狭町は、類農園直売所が企画するフェア等にも参加していると伺っておりますが、この既存販路を活用した共同出荷体制を生かし、農産物・加工品・ジビエ等を含めた若狭ブランド流通戦略を構築する考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

町では、若狭の魅力発見事業としまして、令和６年度より、大阪市西中島の類農園の直売所におきまして若狭フェアを年間３回開催しております。これは、若狭町の農産物や海産物、加工品などの特産品を大都市で販売するとともに、地域の魅力の情報発信を

行うことで、「食」を入り口として若狭町の認知度を高め、特産品のＰＲや若狭町への訪問、ふるさと納税の拡大、さらには農家の販路拡大と所得向上を目指すことを目的としております。

１回の開催で、おおよそ２５品目から３０品目、品数は４００点から５００点を若狭町内の事業者や農家の農産物加工品を中心に販売し、これまでに年間延べ１，４００点余りの商品を販売し、若狭フェア開催時には、出品されている農家や事業所の方にも参加いただき、店頭にて試食や試飲など商品のＰＲを行い、販売促進に協力いただいております。

また、これをきっかけに直売所と直接の販売契約を結ばれ、新たな販路として販売に取り組まれた農家さんの事例などもあることから、今年度におきましても引き続き実施を計画しており、農業者や事業者の新たな販路の開拓や所得の向上につながっていると認識するとともに、期待をしているところです。

なお、議員御質問のブランド化による流通戦略につきましては、商品の販路拡大や生産量の確保、品質管理、価格設定、そして、何よりも地域の農業者の参画やブランドを維持していくための人材確保、消費者に選ばれる商品づくりなど、様々な課題が挙げられますが、若狭町で生産されている特産品等について、現時点では、生産量に対し、既に一定の流通が確保されていると認識しておりますので、今後、生産量の拡大や新たな需要の増大、ブランド化による流通戦略が必要になる時期を見据えて、事業者などと連携しながら検討させていただきます。

今後も引き続き、都市部で運営されている直売所等で町の特産品などを目に触れていただく機会を持ち、農家の所得向上につなげていけるよう取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

久保幸子議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。現在の若者や新たな担い手への支援によって、生産量の拡大やブランド化につながる事を期待しております。

続きまして、小項目４つ目の質問です。

地域の小規模農家の皆さん、梅農家の皆さん、小さな加工業者の皆さんからお伺いしていることですが、「６次産業化に挑戦したい」、「加工品を作りたい」、「売れる商品にしたい」という思いは非常に強い一方で、「何から始めればよいのか分からない」、「資金調達の方法が分からない」、「補助金制度が難しい」、「パッケージや商品設計の知識がない」、「販路とのつなぎ方が分からない」等、作りたいが伴走してくれる専

門人材が地域にいないという切実な声も挙がっております。これらは全て、農家個人の努力だけで解決できる問題ではありません。したがって、行政による専門的な伴走支援の必要性が高まっているのではないかと感じております。

若狭町は、これまでの６次産業化希望者に対して、商品開発、補助金申請、ブランディング、販路開拓まで伴走する専門支援体制を政策としてどのように取り組んでこられたのか、また、どのように評価されているのかお伺いいたします。

また今後、小規模農家、梅農家、小規模事業者等による６次産業化や商品開発、加工品製造、販路拡大などに対して、若狭町はどのような支援体制を持ち、伴走支援をしていくのか、方針をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

町では、ふるさと納税制度に取り組む中で、地域資源のＰＲ及び地域経済の活性化を図るため、ふるさと納税返礼品提供事業者が行う、ふるさと納税返礼品の魅力発信に要する経費等に対し、「若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金」を交付しております。

この事業は、寄附者への魅力ある返礼品登録数の拡大を大きな目的としておりますが、６次産業化、商品開発、加工品製造に現在取り組まれている、または、これから新たに取組を検討されている事業者や農業者、農業団体に対しまして、新たな販路の開拓や所得の向上につながる事業であると認識しております。

また、この事業のほか、事業者が６次化に向けた補助事業に取り組む、または希望する際には、補助要綱の内容や申請に係る手続などへの支援をしながら進めておりますが、専門的な知識が必要な場合は、事業制度の中で活用できる場合も多くありますので、今後も事業者の立場に寄り添いながら、きめ細かな支援を続け、小規模農家や梅農家、小規模事業者等の皆さんが新たな取組に対して意欲を持って取組ができるよう、事業者に寄り添った支援体制の定着を図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

久保幸子議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。若者たちによる新たな発想によって、様々なブランドも生まれてくると思います。町の支援だけでなく、県や国の政策と結びつけた支援も必要で

あると考えます。

そこで、続きまして、小項目５つ目の質問です。

農林水産省は現在、６次産業化を発展させた「地域資源活用価値創出（旧農・山・漁村発イノベーション）」として商品開発、加工施設整備、販路開拓、農泊、農福連携、関係人口づくりまで、市町村・協議会・事業者が活用できる交付金メニューを複数用意しています。

さらに福井県も、６次産業化支援の専門家派遣、商品開発に当たっての研究協力を行う福井県地域資源活用・地域連携サポートセンターを設置しており、県内事業者の相談窓口が既に整っています。

こうした農林水産省及び福井県の各種補助制度を活用した農業振興、６次産業化推進、販路形成、人材育成を、若狭町の場合はどのように活用してきたのでしょうか。また、将来的にも先のような補助制度の積極的な活用を政策に盛り込んでいく予定がおありか、今後の具体策についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町では、農業振興施策として、国・県の補助を活用し、意欲ある担い手の育成と農業経営の効率化、安定化を図るため、米加工製品製造や特産品の福井梅の加工・製品化など、６次産業化に取り組む事業者の支援を行ってきました。国の地理的表示保護制度にも登録された山内かぶらについては、伝統野菜の復活、加工品開発、飲食提供事業の実施と、地域振興の面も含め、若狭町の代表的な事例となっています。ふるさと納税の返礼品の中にも、農業者による農産加工品が増えつつあり、今後も農林漁業者自身が付加価値を高める取組の支援が重要であると考えております。

若狭町では、加工や販売を行う事業者の育成を目的に、根本となる農産品の生産拡大のため、現在は次のような農業振興支援策を行っております。

新規就農者総合支援対策として、経営初期の安定化を図るため、就農前の就農準備資金、就農後の経営開始資金、経営発展支援事業による支援を行っています。また、未来へ繋ぐふくいの農業支援事業や女性活躍応援事業、小農具整備奨励金なども活用し、農業機械・施設等の整備を支援し、多額の投資が必要な施設の整備については、町から上乗せの補助も行っております。

水田農業機械施設等整備事業として、中山間総合対策支援事業や、小規模農家を対象

とした「小さな農業」課題解決サポート事業などを活用して、意欲的に経営規模の拡大を図る農業者の効率化や合理化を図り、担い手の育成・確保につなげています。

また、町の単独事業としましては、福井梅生産力強化支援事業として、福井梅生産量の拡大に向けた改植や新植に必要な苗木を確保するため、苗木生産者に対して育成費を上乗せ支援し、福井梅の苗木生産者の確保に努めております。また、くだもの産地育成事業として、梅以外の果樹生産者のさらなる活性化と所得の向上を図るため、果樹の苗木や獣害対策資材等の支援を行い、生産者の生産意欲の向上を図っております。

農産物の加工製造を行う事業者が少なく、農産物の生産を中心とした支援、補助制度の活用となっていますが、新しい世代の農業者の中には、ＥＣ販売、体験連携など、新たな販路拡大を目指し、地域資源を活用した新事業や付加価値を創出する事業の検討を始める農業者が増えつつあります。

今後も、生産意欲や所得の向上、価値を高める農業経営を行う農業者の増加を目指し、福井県地域資源活用・地域連携サポートセンターとの連携も含め、国や県の支援制度、補助事業を活用した支援や町独自の支援など、生産者の要望や情勢に即したきめ細やかな様々な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

久保幸子議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。様々な取組が今後どのような形として進められ、数字として表れてくるのか、大変期待ができるお答えでした。

また、答弁の中には、私自身が調査し進める事項も多く含まれておりました。一つ一つを整理し、次回の一般質問で扱えるように準備を進めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、大項目２に移ります。

「豪雨災害から住民の命を守る森林整備と人工林の再生について」、質問させていただきます。

まず、私がこれまでに経験した防災関連の活動を申し上げます。

令和７年度には、環境安全課の事業である集落単位のハザードマップ作成に当たり、議員として、また若狭町防災士の会の一員として、集落の役員の方々と共に現地を回りました。結果として、特に土砂災害を想定した危険箇所を確認し、避難場所の妥当性とＡＥＤ等の配置などを検討しながら、ハザードマップが作成されました。この過程に最後まで参加させていただいた経験を基に質問させていただきます。

近年、全国各地で線状降水帯や集中豪雨による土砂災害が多発しており、山間部と集落が近接する若狭町においても、住民の防災意識と山林への不安は年々高まっております。特に戦後植林された杉・ヒノキを中心とした人工林は、長年の管理不足や未間伐により密植状態となっている箇所も多く、下草の減少による保水力の低下、根系の弱体化、表土流出などが懸念されております。森林は本来、土砂災害防止、水源涵養、生態系保全など、多面的な公益機能を有する重要な社会資本でありますが、整備が行き届かなければその機能は十分に発揮されないのではないでしょうか。

若狭町においては、令和７年度時点で、ハザードマップ作成の取組を通して、地域住民自身が防災意識を持ち、命と暮らしを守る防災インフラを形成できたことが第一の進歩であったと考えられます。同時に、森林整備を単なる林業施策としてではなく、計画的な間伐と将来的な自然林への誘導を進めるきっかけとして捉えているマップ作成作業が実施されました。間伐という具体的な作業の実施にめどをつけ進めてくださったことに、大変感謝を申し上げます。

また、令和８年度は、前年度と同じく２０の集落について計画が進んでいます。間伐・整備を通して危険な場所の認知が進み、防災の意識がますます広がっていくことを期待しております。

そこで、今後の林業施策について質問をさせていただきます。

小項目１つ目の質問ですが、町内人工林の密植状況、未間伐区域、荒廃森林の現状について、町はどのように把握されているのでしょうか。住民の不安に応えるには、まず危険度の可視化作業が必要であると考えます。現状認識をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町の森林状況につきましては、福井県と共有する町の森林簿におきまして、森林の面積や森林の種類、樹種や疎密状況、所有者など、森林情報に関わる事項を把握しております。

この森林簿による町の森林面積は１万１，８２６ヘクタールで、国有林、官公造林地を除く民有林は１万１，２９４ヘクタールとなっており、そのうち人工林が５，５０１ヘクタールで、天然林などが５，７９３ヘクタール、また、民有林のうち、県や町が所有する公有林は１，７２１ヘクタールとなっており、生産森林組合や個人所有地と町との間で分収造林契約された面積は、５１１ヘクタールとなっております。

なお、森林簿での荒廃森林の把握は難しく、未間伐区域については、分収造林契約をしていない民有林のうち、森林組合が国県や町の補助を受け、毎年約３５ヘクタールほど間伐を実施している箇所以外は、未間伐区域になっていると想定しております。

○議長（熊谷勘信議員）

久保幸子議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。森林簿により森林状況が管理されていることを伺いました。

加えて今後は、民有林の所有者や相続人が若狭町から離れている場合に、公的な管理を必要とする土地がますます増えてくるように思います。時間のかかる作業であることが予想されることから、今後も国や県、町や生産森林組合との連携が重要になるでしょう。そこで、ドローン撮影などの利用といった、未来に向けた新たなシステム開発が必要でないかと感じました。

続きまして、小項目２つ目の質問です。

森林整備を林業振興にとどめず、防災・減災の観点から、重要施策として位置づける必要があると考えます。

福井県は、森林の公益的機能（土砂災害防止・水源涵養）を維持するため、人工林の適正な間伐推進を基本方針に掲げ、補助制度も設けています。また、密植人工林を適正本数まで間伐し、光を入れ、下層植生を回復させることは、山の保水力向上と土砂流出防止につながります。

そこで、若狭町では、各部署で情報を共有し、計画的な間伐を含めた政策を、県や森林組合と連携し推進していくための具体的計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

町では、森林整備の基本となる１０年間を１期とする森林整備計画を立て、それを５年ごとに見直ししております。森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源涵養機能、山地災害防止・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能及び木材等生産機能の各機能の充実と発揮に配慮しつつ、それぞれの森林が特に発揮することを期待する機能に応じて、町内の森林を水源涵養機能林、山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林、木材生産機能林の５つの機能林に区分し、重視すべき機能

に応じた適正な森林施業の実施により、良質な水源涵養と国土保全、また、健全な森林資源の維持造成を図っております。

そういった中、嶺南地域の間伐等の森林施業については、一手にれいなん森林組合が請け負っておりますので、れいなん森林組合と連携を図りながら、間伐箇所を計画的に選定し、森林所有者と森林経営計画を立てながら、森林整備を進めております。

○議長（熊谷勘信議員）

久保幸子議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。町が主導し、れいなん森林組合と地域、また集落の皆さんが協力して、計画的な間伐の森林整備を進めていただきたいと考えております。

続きまして、小項目３つ目の質問です。

国から交付されている森林環境譲与税は、まさにこうした森林整備のための財源であります。災害危険性の高い人工林の間伐、作業道整備、広葉樹混交化などへ重点活用すべきと考えます。

そこで、若狭町では実際に、国の森林環境譲与税を災害危険性の高い人工林の整備や作業道整備等に重点的に活用していくのか、町の活用方針をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

森林環境譲与税の交付については、ここ近年、年間２，２００万円弱の配分の中で、若狭町森林環境譲与税活用検討委員会の委員の皆様の御意見をいただきながら、森林に関する取組を進めております。

町には、田や畑に植林された杉やヒノキなど、森林ではない箇所があり、こういった田んぼ等跡地の整備には国県の補助制度がないため、森林環境譲与税を財源とした里山林保全対策事業により、間伐や枝打ちなどの整備を実施しております。

同様に、森林内で沢沿いの倒木や倒木のおそれがある樹木について、豪雨などの流木による二次災害を未然に防ぐことを目的に、伐採や撤去などを行う、沢沿いに係る倒木除去事業の実施、さらには、間伐材の搬出を伴う森林整備を行うことを前提に、自然災害などにより崩壊、または間伐材の運搬に支障のある作業道や林道の再整備を行う林業環境改善事業に取り組み、令和７年度は、４，５００メートルの林道や作業道を整備するなど、森林環境譲与税を有効に活用して森林整備を進めております。

また、森林環境譲与税とは別事業として、国県の補助金を受け、れいなん森林組合が実施する人工林の整備や作業道の整備について、間伐材の利用搬出や造林作業道の開設も行っており、令和７年度に、４，５００メートルの補修や２，０００立方メートルの間伐材利用搬出を行っており、今年度は２，０００メートルの林道、作業道の補修や、２，２００立方メートルの間伐材利用搬出を予定しております。

今後も、森林環境譲与税を活用した森林整備に取り組み、計画的な森林整備と森林環境の保全に努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

久保幸子議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。引き続き、計画的な森林整備と森林環境の保全に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、小項目４点目、最後の質問となります。

単に木を間引くという短期的対応だけではなく、将来的には杉・ヒノキの単一人工林から、災害に強く、多様な生態系を持つ自然に近い森へと戻していく長期構想が必要であると考えます。

山が変われば、水が変わります。

水が変われば、川が変わります。

川が変われば、農地や漁場、そして、町民の暮らし全体を守ることにつながります。

森林整備は単なる林業施策ではなく、下流域の暮らしを守る「流域治水」そのものでもあります。

そこで将来的に、杉・ヒノキの単一人工林から、災害に強い広葉樹混交林や自然に近い森林への再生を進める長期構想を持つべきと考えます。森林環境の整備・改善をどのように進めていかれるのか、具体的な計画はお持ちなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

町が行う分収造林地や町行造林地において、これまで杉やヒノキなどの人工林の間伐を進め、現在では、林齢も高くなったことから、皆伐と新植を中心とした森林整備を行ってまいりましたが、今年度より、列状間伐による森林整備を進めていく計画をしております。

この列状間伐は、広葉樹との混合林化により天然更新を促す整備となり、整備後の更新状況の確認など管理も必要となりますが、多面的機能を備え持つ災害に強い森林づくりを目指しております。

今後、町としましても、県やれいなん森林組合等と連携しながら、地域の実情に応じた森林整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

久保幸子議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。このたびの一般質問では、若狭町農業の将来像、６次産業化支援、若い担い手支援、森林整備と豪雨災害対策について質問を行いました。

現在、若狭町では、農業の担い手不足、耕作放棄地増加、森林荒廃、豪雨災害リスクなど、地域基盤そのものが大きな転換期を迎えています。

一方で国は、有機農業、オーガニックビレッジ、農山漁村発イノベーション、森林環境譲与税、防災減災政策などを通して、「地域資源を生かした地方再生」へ大きく政策転換しています。

私は今回、農業を単なる生産政策ではなく、「人を呼び込み、仕事を生み、地域を守る総合政策」として捉えるべきではないか、また、森林整備を単なる林業施策ではなく、「命を守る防災インフラ」として位置づけるべきではないかという視点から提案を行いました。特に、山の整備は水を守り、水は川を守り、農地・漁場・暮らし全体を守ることへつながります。

今後も、若狭町の未来世代へ、持続可能な地域基盤をつないでいけるよう、引き続き政策提言を行ってまいります。本日もありがとうございました。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

ここで、暫時休憩します。

（午前１１時４３分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

６番、岩本克己議員。

岩本克己議員の質問時間は、１４時までとします。

なお、岩本議員より資料の提示の申出がありますので、これを許可しました。

○６番（岩本克己議員）

岩本克己でございます。通告に従い、若狭町の保育所運営の持続性と今後の保育行政について、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

近年、「保育の２０２５年問題」として、都市部では待機児童対策が進む一方、地方では少子化による園児数減少、定員割れ、施設運営の悪化、閉園リスク、保育士不足といった新たな課題が深刻化しております。

人口減少が進む若狭町においても、保育所運営の持続性、保育士確保、保護者の子育て環境の維持は、極めて重要な課題であります。若狭町には現在、町立保育所７施設、民間保育所２施設、合計９施設が設置されています。

そこで、保育所運営の持続性及び今後の保育行政についてお伺いいたします。

１つ目は、若狭町の保育方針についてであります。

町が直接運営する町立保育所と社会福祉法人等が運営する民間保育所という運営形態の違いを踏まえ、それぞれの役割、行政として期待する機能、それぞれのメリットや特色について、若狭町の保育方針をどのように整理し位置づけているのか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

幼児期の豊かな体験は、その後の育ちの基礎となると言われております。本町には山、川、海、湖、田畑など自然豊かな環境が広がっており、このフィールドを十分に生かし、子供の好奇心が高まる体験や、地域の皆様の協力を得て行う梅もぎ体験などを通じて、子供たちの健やかな成長と生きる力を養い、地域とのつながりによる郷土愛の醸成となるよう、保育に取り組んでおります。

その中で、町立保育所と民間保育所は、多様な保育ニーズに対応するため、互いに補完的な役割を担っております。

町立保育所につきましては、町が直接運営することで、地域全体の保育環境を安定的に支える役割を果たしております。

一方、民間保育所につきましては、民間法人が運営主体となることで、経営の自由度を生かした特色ある保育の提供が可能になると考えております。

国においては、一定の保育水準を保ち、さらなる向上の基点となるよう「保育所保育

指針」を定めており、町立保育所と民間保育所の運営形態に違いがあっても、その国の指針に基づいて、理念や目標などを定めて運営していく必要があります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。なかなか同じ町の中で、町立保育所と民間保育所という２つの形態がございます。今の答弁いただきましたように、それぞれ特色を持っていますが、根っこにはやっぱり地域のコミュニティーとか、保護者の安心感とか、いろんな役割がついて回ってくるのではないかなというふうに思っています。保育所の方針として、町立と民間とうまく補完し合っていくような形態で今後も進めていただきたいというふうに思っております。

次に、２つ目をお願いします。

町の保育方針に基づき、設置形態の違う保育所への指導対応についてお伺いいたします。

町立保育所と民間保育所の連携は十分でないとお聞きしております。毎月１回開催する所長会議には、町立保育所の所長さんのみが対象で、民間保育所の所長さんとの合同開催はほとんどないとお聞きしております。また、担当職員も民間保育所への訪問が少ないとのことです。

先ほども申し上げましたように、同じ町民でありながら、保育を進める上で、子供たちの健やかな成長を育むという観点から、設置形態によって指導や情報共有などに差が生じることはよいとは思いません。この点について、現状及び今後改善するのであれば改善策についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

町立保育園においては毎月１回、町立保育所の運営に係る連絡調整や情報伝達の場として、所長会を開催しております。その中で、今年から開始する５歳児健診などの町全体での対応が必要となる場合には適宜、民間保育所との合同会議などを開催し、各種情報の共有に努めてさせていただいております。

これまでも必要に応じて民間保育所へ職員が訪問したり、年１回の合同会議を開催しているところですが、今後も定期的な合同会議などを開催することで、情報共有の強化

を図り、町全体として子供たちの健やかな成長につながるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございました。やっぱり同じ町内でございますので、民間と公立と連携することは大事だと思いますので、今、御回答いただきましたように、定期的に合同会議もさせていただくということでございますが、やはり同じ町内でございます、保育所によっていろいろと違うので困るので、やっぱり保育士や職員が合同研修していただいたり、また情報共有をしていただいたり、また定期的にフィードバックできるような評価とか、そういうことをしていただけるような連携が必要かなと思います。

特にそういうことをすることによって、どちらの保育所におられても、保護者の方の安心とかそういうことが生まれるのではないかなと思いますので、ぜひその辺を改善していきながら、ただ単に情報共有だけでなくて、やっぱりお互いに質の確保をしていくためにも、切磋琢磨していただくというか、勉強会をしていただくという機会もお願いしたいなというふうに思っております。

次をお願いします。

次に、民間保育所の経営についてであります。

民間保育所は、国の補助金等に依存する部分が多く、入所する子供が減ると補助金も減少することから、少子化がどんどん進むと保育所の財政状況は厳しさが増し、運営もできなくなります。ある民間保育所では、園児が通る玄関前の通路の舗装修繕すら困難な状況にあると聞いており、町に相談しても、「町立施設ではない」という理由で対応が難しいと回答されるとのことでした。

子どもの安全・安心を最優先に考えれば、設置主体の違いだけで線引きすべきではないと思います。国の補助金の情報発信や共有、過疎債等の有利な財源活用も含め、町立保育所、民間保育所に対する施設整備については、財源の性格に応じた適切な支援を行うべきと考えますが、町の見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

民間保育所の運営費につきましては、定員・入所人数・年齢などに基づき、国が定め

た公定価格により支払われております。その他にも、施設の修繕や保育支援者の配置など、ハード、ソフトの国・県の補助事業があり、町単独でも給食食材費の高騰による支援補助などを行っております。そのような中、今後、入所人数が減少することにより運営が厳しくなることを、町としても危惧しております。

議員御指摘の玄関前通路の舗装修繕につきましては、国・県の補助事業の対象外の案件ではありますが、子供たちの健やかな成長と安全確保の観点から、今後、民間保育所とも意見交換などをさせていただき、支援の必要性について検討し、安全の確保につながるよう努めさせていただきますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。民間と言いながらも、地域が社会福祉法人等をつくって、何とか保育所をつくっていきたい、また、この地域を活性化させたいという目的でございますので、どっちかというともうけるというよりは、何とかここの地域の中で保育所を活性化させたいという願いから、その民間保育園が生まれていったというふうに思っております。

つきましては今後、今ほどおっしゃっていただきましたように、やっぱり児童数が減ってくると当然補助金も減ってきます。その中で今年の３月補正の中でも、梅の里保育園では園児数が減少したとかいうことで、２，０００万円ほど減額しております。なかなか補助金が減ってしまうと厳しい運営にさらされますので、ぜひ、先ほど御答弁もいただきましたが、民間保育所の運営状況やニーズとか、そういうものを把握していただくように少し情報収集を、また所長先生などにお伺いして、そういう補助金の制度はこんなのがありますよとか、先ほどもいただきました県との連携とか、県の支援をやっぱりいろいろ引き出しながら、民間保育所ではできることというのはあると思いますので、ぜひそういう民間保育所の経営安定化に向けて、実効性のある取組をお願いしたいというところでございます。

次に　質の高い保育の確保について伺います。

町内９つの保育所では、児童数が年々減少する中において、施設により児童数に偏りが見られます。

ちょっとパネルを作りましたので見ていただきたいと思います。やっぱり数字を見ていただくのが一番いいかなと思いまして。

これを見ていただきますと、町内の９つの保育所の平成１７年から令和８年まで、５

年刻みでちょっと作らせていただきましたが、この数字を見ていただきますと、例えば１０年ちょっと前の平成２７年と令和８年を見ていただきますと、全体で１５０人減っております。その中で今、一番大きいと思われる中央保育所では、令和８年で３４名ということで、非常に平成２７年の７６人から３４人という形で減っております。この減り方が結構ひどいので、やっぱりその辺のところが今後いろんな対策を講じていくためにも、この数字で表して比較すると、やっぱり厳しいものを感じます。

そういう中で、質の高い保育のことについて御質問させていただきます。

今ほどお話しさせてもらったように、１０年前には児童の数が現在よりも多くいた中で、その当時でも保育所の統合というのがあって、保護者からも統合に賛成するという強い要望があったと聞いております。

また、３年前に実施した保護者向けアンケートでも、統合を希望する意見が多く寄せられ、児童福祉施設の運営などを審議する若狭町児童福祉審議会においても、議論されたとお聞きしております。にもかかわらず現在、全く動きが見られません。そこはどのような感じですか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

少子化や、保育士の人材不足、施設の老朽化など、保育所運営に課題がある中、これまで保護者の皆様や地域の皆様の御意見などをお伺いしながら、行政内部の検討にとどまり、公表できる計画をお示しできない状況であることは、反省をしております。

引き続き、町全体の持続可能な保育所の在り方を検討し、学識経験者や保護者、教育・児童福祉の関係者の方々が委員となっている若狭町児童福祉審議会の助言と、改めて子育て世代や地域の皆様の御意見もお伺いしながら、できる限り早い時期に保育所再編計画をお示しできるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。今ほど御回答いただきましたが、なかなか内部で止まっているという声でございます。

やっぱり保護者が強い要望を持っておられますので、ぜひ再編を具体化していただき

たいというふうに思っております。具体化して、定期的にいろんな保護者とか地域の方と意見交換もしながら、透明性の確保とか、優先順位の明確化とか、また民間との連携強化とか、具体的なスケジュールの設定とか、そういうところっていうのはやっぱりある程度オブラートというか、曖昧にしていくとずるずると行ってしまうところがあると思うので、ぜひ具体的なスケジュールを設定していただいて、再編検討委員会の中で早急に、今ほど申しましたように１５０人も園児が１０年前と比べて減っている中で、同じ保育所の数というのはやっぱりおかしいんではないかなというふうに思っております。

ぜひ町民の皆さん、まず、やっぱり保護者のことをお考えいただいて、保護者がどういうことを望んでいるのかということをしっかりとその審議会、いろんな検討会でもお話しいただきたいなというふうに思っております。

次に移らせていただきます。

子供の成長っていうのは、やっぱり質の高い保育が不可欠だと思います。

若狭町の保育所の数は、先ほども申しましたように９施設で、そこに配置される保育士の数は法令で定められております。

これもパネルで見ていただきます。

これは、データをいただきましたのは、こちらが令和４年度、５年度、６年度、７年度、８年度となっています。

保育士さんの数を見ていただくとよく分かりますが、正規職員、免許を持っておられる方っていうのは大体４０名ぐらいです。いわゆる保育支援員というのは、今年３３名おられます。やはり保育士の数が足らない、現状９施設あるという中で、これは７施設ですね、町立保育所のみのデータでございますので、７施設でこれだけの人数がおられます。その中で支援員というのが３３名ということで、保育士の免許を持っていない方がこういう支援員という形で保育士の法律に定められている数を補っているというか、そういうことで今やられていると思います。

何とかこういう質の高い保育を進めていくには、やはり保育士さんの数も足らないという中で、保育士さんの動きというのはほとんど一緒の中で、やっぱりこれを見ても、保育所の再編というのを考えていくべきだと私は思っていますので、先ほどお話しいただきました検討委員会で、併せてそのことも御検討いただきたいというふうに思っております。

今ほど言いましたように、保育士の不足っていうのは全国的にも偏りがありますので、なかなかここの地域だけの問題ではないと思いますが、町の保育方針との整合性も踏まえて、保育士の免許を持つ有資格者の適正な配置を行い、質の高い保育を推進すること

が重要であると思います。

また、施設の安全性とか専門性の確保も、質の高い保育を推進する重要な要素であります。各保育所とも老朽化が進んでおります。今後さらに進行していくことが予想されます。

若狭町が質の高い保育を確保するためには、保育士の適正配置、施設の安全性の確保、専門性の向上といった観点から、保育所の統合を含めた新たな保育体制の構築が必要と考えます。町の見解をお願いします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、少子・高齢化の急速な進展により、保育士の確保は困難を極めております。また、３歳未満児の入所の高まりや保育ニーズの多様化により、少子化であっても、今後も必要な保育士数は減少しない状況が続くと考えられます。

さらに、施設の老朽化も考慮すると、町として将来にわたって質の高い保育サービスを提供し続けるためには、施設の統廃合はやむを得ない状況であり、統廃合により保育士を適正に配置することで、保育環境を充実させることが必要であると考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。統合のこともいろいろ考えていただくということで、ちょっと私から一つ提案というんですか、町長に御意見いただければと思いまして。

今ほど作りましたパネルでございますが、これまでの統合というお話を私なりにお聞きした中で、三方地域では、現在の中央保育所と気山保育所、例えばみそみ保育所も入れるか、明倫保育園という形で一つ統合し、上中地域では、三宅保育所とののはな保育園、わかば保育園それぞれを統合し、こども園をつくることはいかがでしょうか。

例えばみそみ保育所と中央保育所と気山保育所を合わすと１１２人になります。わかば保育園と三宅保育所とののはな保育園を入れますと１７６人ということで、ちょっとここは規模が大き過ぎるかなと思うんですけど、何かちょっとモデル的にそういうものができないかと私も考えておりました。

その中で、将来的な人口動向や財政状況を踏まえた場合、三方地域及び上中地域において、こども園化を含む施設再編を検討する必要があると考えますが、町長の御所見を

伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、岩本議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどは詳細なデータをお示しいただいたり、また、具体的な議員のお考えというのをお示しをいただきました。私も、保育というのは、子育て環境の充実を図る上でも大切な要素だというふうに位置づけておりますし、これまでの若狭町の保育を取り巻く環境であったり経緯というところを、しっかりと私自身も踏まえて、そして、子供たちにとって最適な保育の質であったり環境を確保していく、また、保育を提供していくというところは、町としても必要な責務であるというふうに感じているところでございます。

その中で現在、保育の質の確保や充実、そして、全ての子供の育ちと子育て家庭を支援する取組につきましては、国のほうでは、「子どもまんなか社会の実現」というところで様々な保育施策が取り組まれております。そしてまた、全国的に展開をされているわけでございます。

その一方で、今月３日公表されました厚生労働省の人口動態統計では、令和７年の出生数は６７万１，２３６人と１０年連続で過去最少となっております。少子化の歯止めがかからない状況でございます。それは、本町にも言えることでございまして、令和７年の出生数は６８人と、前年よりは微増ではあるのですが、これは減少傾向にあるというふうに認識をしているところでございます。

そのような中、国においては、令和６年１２月に「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」と、新たな保育政策の方向性が示されました。人口減少地域における法人の合併や、施設の統廃合の取組の促進などを推進するというふうにされております。

本町におきましても、保育士や調理員の人材不足、施設の老朽化、こういった課題もございます。そして、議員が御指摘になっております、将来にわたって質の高い保育サービスを提供し続けるには、統廃合などは避けて通れない道というふうに私も認識をしております。

多様な保育サービスを充実させ、町内の全ての子供たちの育ちの保障と、地域で安心して子育てができる環境を維持・持続させるためにも、単なる合理化による統廃合ではなく、認定こども園や民間活力の導入等の検討も行いながら、保育所再編計画を早急に策定していきたいというふうに考えておりますので、引き続き、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。町長から力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。保護者の方が一番待っていると思いますし、定住促進とか、ここで子育てをしたいという方にとっても、町長の言葉をみんなしっかり胸に刻んで、いろんな本当に質の高い保育園をつくっていくという思いで、また夢が出てくるんではないかなというふうに思っております。

次に、保育目標についてお伺いしたいなと思います。

町立保育園では、「保育目標　～生きる力の根っこを育てます～」を掲げて、「若狭里っ子保育」と位置づけ、若狭の里で、ちょっとここ、パネルがありますので、これを見ながらやっていきます。これが入所のしおりというところで、いわゆる町立保育所の親御さんは、この冊子をいただいて、２ページ目にこういうふうにして保育目標ということで、こんな子供を育てますよ、保育方針はこれですよっていうことで教えていただきました。ある所長さんは、これをやっぱりしっかりと保護者の方に御説明しながら、若狭町の保育はこういうふうに進めますということをお聞きしています。

そこには、「若狭里っ子保育」ということで、「若狭の里で、感性豊かに、様々な力を身に着け、支えあい、共に育ち合う、強くたくましい、心と体を育てます」という、これが保育所に行くとこうやって掲げてあります。

これをやっぱりしっかりとやっていただけるのがありがたいなと思って僕も見ていますが、これが民間保育所に共有されているものなのか、民間保育所はこのことを御存じなのか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

町立保育所では、四季を楽しみながら、自然を相手に思いっ切り遊び、その面白さや生きていることの楽しさをたっぷり体験し、豊かな人間性を育み、協調性、創造性、自主性を伸ばしていく「若狭里っ子保育」を実施しております。

その中で、町立保育所と民間保育所がそれぞれの特徴を生かし、互いに補完し高め合うために、昨年、町立・民間の所長による意見交換会を行っており、その中で、互いの保育理念・目標についても話し合い、表現は違いますが、基本的に同じ内容の理念とな

っていることを互いに確認をしております。

民間保育所の運営は、民間法人の裁量に委ねられる部分が多いため、町立保育所と完全に同一の保育目標を掲げているわけではありませんが、町としては、子供たちの健やかな成長と豊かな自然の中で生きる力を養い、地域とのつながりによる郷土愛を醸成するという一定の方向性や理念を共有できるよう、今後も町立・民間の区別なく、連携や意見交換を図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。今ほど、課長のほうから御答弁いただきましたが、小学校に入れば、民間保育所であろうと町立保育所であろうと一緒なので、小学校で一緒にやっていこうと思うと、やっぱり保育理念というのは、今ほどおっしゃっていただいたように同じ理念を持ち、表現の仕方が「若狭の里っ子教育」ではないかもしれませんが、そういう形でぜひ、先ほど申しました民間の所長さんと町立の所長さんが意見交換をしたりいろいろ勉強されるときにも、少しそういうことをまた引き続き取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次に、保育目標について引き続きなんですが、２、３年前に町内の保育園に県外の保育士の方々が視察に訪れた際、若狭町の保育方針などを高く評価し、「この町で子供を育てたい」という保護者が増えるのではないですかという意見が出たと聞いております。

このように、若狭里っ子保育の評価が高く、移住促進や子育て環境の充実、ひいては質の高い保育の確保につながると考えられます。

学校教育においては、高大連携や中高連携といった取組を通して教育の連携を図っております。若狭町においても、保育園、小学校、中学校が連携し、「若狭里っ子保育」の理念をつないでいくべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

松宮教育長。

○教育長（松宮　毅教育長）

それでは、御質問にお答えします。

本町の保育目標である「生きる力の根っこを育てる」という理念と、それに基づく「若狭里っ子保育」が県外の専門家からも高く評価されていることは、大変喜ばしく、本町の大きな強みであると認識しております。

現在、小中学校では、「若狭町教育大綱」に基づき、小学校での「ふるさと学習」、

中学校での「探究学習」を展開しております。これらは、保育所で培われた豊かな感性や好奇心という「根っこ」の上に、自ら課題を解決する力を積み上げ、発展させていくものであります。あわせて、地域との絆の中で豊かな人間性と社会性を養い、仲間と高め合いながら、共に未来を開く心を育んでまいります。

保育所から中学校まで、目指すべき子供像の根底にある「ふるさとへの愛着」や「たくましく生きる力」は、共通したものであり、この理念を一貫したものとしてつないでいくことは、教育の質を保つ上で極めて重要であります。

今後とも、「若狭里っ子保育」の理念を継承し、子供たちが郷土に誇りを感じ、健やかに成長していけるよう、就学前教育から小学校教育への円滑な接続プログラムを着実に推進してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございました。今、教育長も御答弁いただきましたように、接続プログラムというのが、中学校の先生も、保育所の先生もお互いにいろいろ勉強していただきながら、今の社会情勢に合わせた接続プログラムというのを引き続き見直しながら、取り組んでいただきたいなと思うし、保護者向けのそういう接続プログラムについても、ワークショップやそういう機会を設けて、このプログラムをしっかり保護者の方にも御説明すると、保護者も安心されるのかなと思います。

なかなか合同研修とか、子育て支援ネットワークとか、いろいろな形で就学前から小学校、中学校へと接続していくためにすることによって、やっぱり保育の質が高まることによって学校教育の質も高まっていくと思いますので、ぜひその辺は常に見直していただきながら、プログラムの見直しなどを含めて取り組んでいただきたいと思っております。

次に、町内保育所の持続可能な運営体制の構築についてお伺いします。

若狭町においては、人口減少と少子高齢化が進み、財政面では、町税収入の減少や国の地方交付税の減額により、歳入が年々減少傾向にあります。

一方では施設の老朽化が進み、ライフラインの維持管理や設備更新に係る費用の増加など、歳出の削減も容易ではない状況にあると思います。

このような厳しい財政状況の中で、全ての子供たちの良質な成育環境を保障し、町民の保育ニーズに応え、質の高い保育を確保するためには、整備・運営の効率化を図り、持続可能な保育体制を構築することが急務であると思います。

今ほど、町長のほうから御答弁いただきましたので、これにつきましては、先ほどの町長の御答弁で、私のほうとしては回答なしで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、近年、多くの自治体においては、先ほど町長からもありましたように、保育所の運営というのは「量の拡大」から「質の確保・向上」へ政策転換しております。人口減少下においても、持続可能な体制を構築するために、統廃合や多機能化、民営化、人材確保、ＩＣＴ化が主要な方向性となっております。

町では、持続可能な保育体制を構築するための具体的な政策や方向性を持って取り組んでいるのかを、お伺いします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

令和５年度から令和９年度を計画期間とした、第２次若狭町総合計画施策の中で、「保育所の再編による保育環境づくり」を掲げております。少子化が進展する中、子供の育ちを保障するための環境を整えていくことは大切であり、望ましい適正な規模や配置となるよう、保育所の再編と、保護者のニーズに合った多様な保育サービスを充実させるための民間活力の導入も手段の１つとしております。

また、若狭町ふるさと輝き子育てプランでは、質の高い保育の提供と、安全・安心な保育環境の整備を図るため、保育所のＩＣＴ化を掲げており、昨年度は、町立保育所において、保育業務支援システムの導入を行っております。

今後も人口減少や少子化が進む中、持続可能な保育体制の構築となるよう、保育サービスの充実に努めるとともに、将来にわたって子供たちの大切な育ちの場を提供し続けるための取組を行ってまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございました。先般、ある保育所の所長先生にお話しさせていただいて、ＩＣＴ化はどうですかとお聞きしました。そしたら、出欠にとっては非常にいいと。保護者の方も夜中に送信しても、明日風邪で休みますとか、そういう連携は非常に取りやすくなったし、子供たちの把握をするにも非常に便利に使わせてもらっていますということでお話ししていただきました。

しかしながら、そのＩＣＴ化のもう一歩上を行こうと思うと、なかなか勉強している間がない。また、これをどうやって使うといいんだろうと考えている間もないとか、そういうこともおっしゃっていましたので、せっかくＩＣＴ化でそういう形でいろんな業務を少しでも効率よく進めようとするときに、やはりそういう勉強会とか、また、少し皆さんの負担になるかもしれませんが、そういうマニュアルとかで、こんなふうにして使ったらどうですかとか、少しアドバイスをしていただくことによって、先ほどありましたように保育士さんの数が少ない中で、また正規の方が少ない中で、どうしても時間雇用みたいな形でおられる方もおられますので、どうしても正職員の方に負担がかかっているというのはお聞きしております。そういう部分では、せっかく配置したものを少しでも有効に活用するために、やっぱりいろんなキャッチボールをしていただきながら、こういう使い方をしたらどうですかねっていうような掛け声もしていただけるとありがたいなというふうに思っています。

次に、先ほども出ておりますが、保育所の民営化についてお伺いします。

若狭町には、町立保育所と民間保育所があり、民間保育所を希望する保護者も少なくないと伺っております。

民間保育所は、保育所運営における柔軟性、保育士の任用、備品調達、多機能化といった点で大きなメリットがあります。国の補助金を活用した運営も、持続可能な運営体制を構築する上で重要な選択肢となり得ると思います。

保育所の民営化について検討することは、若狭町にとってどのような意味を持つのか、その考えをお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

保育所の民営化については、町の財政面で大きなメリットがあります。具体的には、民間保育所の運営に係る費用は、国２分の１、県４分の１の補助があり、町の負担は４分の１で収まります。

また、保護者にとっては、民間保育所の理念に基づく「特色ある保育の提供」や「新たな保育ニーズへの柔軟な対応」、そして、「保護者の選択肢の増加」などのメリットが考えられます。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。民営化することによって国・県、いろいろ補助金を頂けるということで、非常に財政的には支援があると思うんですけれども、なかなか難しいのは、これからどうやって町が支援していくかっていうところも、反面、いろんな形で取り組むところが出てくるかと思います。

特に民間保育所については、特色がある教育理念や保育プログラムを持つことが多いと思うし、地域のソースっていうんですかね、要望に応じた柔軟な対応というのを期待できると思いますし、そういう面では、やっぱり民間というのもまたしっかり検討していただけるのもいいかなと思いますし、保護者にとっても民間保育が人気があるのかもしれませんし、その辺の多様なニーズに応えるためには民間保育がいいのかなと、私自身も思っております。これは今後、検討会の中でいろいろ御審議いただければと思っております。

それでは、最後の質問にさせていただきます。

ずっと保育所の話をさせていただいていますが、梅の里保育園なんかもやっぱり分母というか、子供の数が減ってきております。そういう面で、私立といいながら、なかなか入ってくる人が少ないと、どうやって運営しようか、経営しようかというところが非常に難しいなというふうに、保育所の所長先生らも悩んでいるところでございますが、一つの方法として、今後いろんな保育園の在り方というのが出てくると思うんですけれども、保育を地域の子育て支援拠点としての機能強化というところがどうかなというふうに思っております。

少子化が進む中で、将来を見据えた保育の在り方として、保育所を地域の子育て支援拠点として機能強化することが私は重要と考えております。地域の子育て家庭が抱える課題やニーズを把握するため、このニーズ調査っていうものを実施していただけると、そういうものがもっと出てくるのかなと思います。

具体的には、一時預かり、病児保育、子育て相談、子育て広場など多機能化を図り、地域の子育て支援拠点となる施設を目指すべきと考えますが、町の見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、少子化が進む中で、保育所を地域の子育て支援の拠点として機能強化していくことも必要になってくると思っております。

現在、一時保育や病児・病後児保育などの保育サービスにつきましては、保育士や看護師などの専門職員の配置や設備などが必要となるため、とばっ子保育園や上中診療所などの施設を指定して行っております。令和６年に実施したアンケート調査でも、それぞれの一定の利用希望があるのも確認をしております。

現時点では、全ての保育所において、地域の子育て支援の拠点として機能強化を図っていくには、専門職の人材と財源の確保が大きな課題になると考えております。今後、町全体の持続可能な保育所の在り方を検討していく中では、アンケート調査の中でも一定数の希望があった認定こども園への移行も、検討する必要があると考えております。

認定こども園は、子育て相談や親子の集いの場の提供など、地域における子育ての支援を行う機能を備える必要があり、地域の子育て支援の拠点として機能強化につながると考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本克己議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございました。やはり一定数の希望があるということですが、各保育園全部がそうならなくても、モデル的に保育所の状況に応じた取組というのは必要かなと思いますし、一番大事なのは、やっぱり保護者のニーズというのが一番かなと、こういうふうにしてほしいとか。そして、もう一つは、地域の人たちが一緒になって子育て支援をしていくという環境づくりというのも必要かなというふうに思います。

地域資源との連携や、当然ながら財源の確保も必要ですが、やっぱり専門職の人材も併せてしっかりと。あるところのをちょっと読ませていただきますと、事前に保育士の育成プログラムや、認定こども園とか拠点化するためのプログラムを、大学とかいろんなところと連携してつくられたところもございます。そういう部分では、どっちが先か分かりませんが、そういうプログラムをつくりながら検討していくというのも、一つの方法かなというふうに私は思っております。

今回、保育所の今後持続可能な運営体制とか、今後の保育所の在り方というのを質問させていただきました。やはり現実には、厳しい運営状況にさらされているところもたくさんあります。今後、引き続き、保育行政につきましては、先ほど町長も御答弁いただきましたが、早急にお願いしたいと思いますので、そのお願いをもって私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

３番、速水真由子議員。

速水真由子議員の質問時間は、１４時４８分までとします。

○３番（速水真由子議員）

速水です。よろしくお願いします。

本日は、質問通告書に基づきまして、大きく３つの質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず最初は、デマンドタクシーの利用促進と交通ネットワークの構築について、お伺いします。

本年４月より、「わくわくタクシー」の運行が町内全域に拡充されました。土日の運行や観光利用、そして、オンラインでの利用登録など、利便性向上の大きな一歩を踏み出しました。制度改善から約２か月が経過しまして、既に観光客の利用実績も生まれており、本町の二次交通には大きな伸び代やポテンシャルを感じられます。この制度改善の恩恵を最大化するためには、町民の方や町内事業者の方に向けた周知が大変重要だと思います。

その一方で、町民からは引き続き、通院利用時の不便さなど、切実な声も届いています。拡充された制度をさらに育てるために、既に本町内で実践されている住民主体の支え合い交通のモデルも踏まえながら、持続可能な交通ネットワーク構築に向けた町の方針を伺っていきます。

まず、１点目の質問です。

運行が拡充されたエリアである海山区から常神にかけての住民の皆様への周知は十分であるか、町の認識を伺います。

また、拡大されてから間もないですが、該当エリアでの利用実績は、町内・町外ともにどのようになっているでしょうか。お願いします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

町のデマンドタクシーにつきましては、本年４月１日より若狭町全域に運行エリアを拡大し、土日祝日の運行も開始しました。さらに、観光客など町外の方の利用も可能にし、利便性の向上を図ったところでございます。

運行エリアを拡大した海山から常神の住民への周知としては、まず、区長会において内容を説明し、区民の皆様への周知をお願いしたところでございます。また、若狭三方五湖観光協会や民宿経営者向けの説明会の開催や老人クラブ連合会、ケアマネジャーの

会議においてもＰＲをさせていただいております。

広報媒体では、対象エリアへチラシの全戸配布、広報わかさの２か月連続での記事の掲載、若狭町ＬＩＮＥ公式アカウントや若狭町ホームページなど、町のあらゆる情報媒体を活用し情報発信を行ってまいりました。また、町のホームページの「交通アクセス」部分を修正し、観光協会・各民宿のホームページについても修正を呼びかけているところでございます。

４月から５月の利用実績でございますが、全体の利用者実人数は１，２４３人で、そのうち、エリアを拡大した海山から常神の利用件数は３２件、土日祝日は全エリアで８４件、町外は５３件となっております。

今後も絶え間ない広報や対象者層にダイレクトに届く周知活動、関係者との情報共有等を継続するなど、的確な手段により利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

区長会や観光協会をはじめ、様々な媒体を活用してしっかりと周知していただいていること、そして、既に利用実績も出始めていることが分かりました。引き続き、積極的な発信をお願いいたします。

では、２点目の質問に移ります。

運行エリアの拡充前には、特に冬場の常神半島の民宿の事業者の皆様の送迎の負荷が大きく、チェックイン・チェックアウトが集中する１０時台、１４時台に「デマンドタクシーが使えるとよい」とのお声も聞いておりました。

観光連盟や宿泊・飲食・観光施設等の町内事業者と、デマンドタクシーの改善については十分な情報共有がなされているでしょうか。現状と、また課題について、町の認識をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

海山から常神への運行エリア拡大については、観光事業者や運行事業者と意見交換し検討を行った上で、地域公共交通会議において協議を進めてまいりました。各観光組合長との意見交換においては、「お客様にデマンドタクシーを紹介できれば、送迎する回数も減り、利便性も高くありがたい」といった御意見や、「送迎の合間に縄文博物館等

の観光施設に連れていかなければならないこともある」といった現状と課題についてもお聞かせいただきました。

今後も、こうした観光協会や事業者等との意見交換の場を積極的に設け、その声が一過性のものにならないよう、デマンドタクシーのさらなる改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

事業者の方々とも意見交換をされて、「送迎回数が減って助かる」といった声や、観光施設への送迎に関する現場の実態をしっかり把握されていることが確認できました。継続して意見交換の場を設けていただけるということですので、期待しております。

続きまして、町民の生活、そして通院利用に関する質問です。

通院時、診察終了時間が読めず、帰りのタクシーが予約できないとの声も届いております。例えば、福井県の「タクシー配車アプリ導入支援事業」、こちらは嶺南地域へ１０分の１０の補助があるものですが、こちらなどを活用したリアルタイム配車の検討など、即効性のある改善を行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

デマンドタクシーを御利用の皆様、とりわけ、通院で御利用の方々が診察終了時刻が予測できず、帰りの便の予約でお困りであるという御指摘は認識しております。

現在、デマンドタクシーの利用は、１時間前までの御予約をお願いしているところでございます。これは、デマンドタクシーが複数の利用者からの予約を前提に、相乗りをしていただくことで、限られた車両と運転手で効率的な運行を行い、低廉な料金体系を維持するという仕組みで成り立っており、利用者からの予約を基に、最適な運行ルートを組むための準備時間として、１時間という時間を確保しているのが現状でございます。

議員御提案の「リアルタイム配車」は、確かに利便性を飛躍的に向上させる可能性を秘めた仕組みでございます。しかしながら、デマンドタクシーへの導入は、常に待機する車両と運転手を確保し続ける必要があることから、運転手不足や運行コストを考慮しますと容易ではなく、また、リアルタイム配車は事実上、お客様１組ごとに配車する「個別輸送」に近い形となり、デマンドタクシーの基本である「相乗りによる効率化」

という大きなメリットが失われ、現在の低廉な料金を維持することが困難となるとともに、相乗り制となっている以上、即効性が得られず、利用者の御不満となるケースが想定されるなど、制度の根幹に関わる課題が生じることとなります。

このようなことから、まずは、現行制度の枠組みの中で利用者のニーズに応えられるよう、事業者や公共交通会議等での協議を重ねながら、できる限りの改善を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

リアルタイム配車の導入というのは、現在の「相乗りによる効率化・低料金の維持」という、デマンドタクシーの根幹と相反する部分があるそうで、運転手不足やコスト面からも直ちに行うのは難しいという事情でした。理解いたしました。

しかし、病院帰りの足の確保というのは、町民にとって大きな問題ですので、事業者や公共交通会議等で引き続き改善策を模索していただきますようお願いいたします。

これを踏まえまして、４点目の質問です。

県の地域医療構想により医療機関の機能分化が進む中、小浜市や敦賀市などへの町外の通院は必然となってきております。行政区の壁による乗り継ぎの負担を解消するために、まずは医療機関など特定の目的地に限定した「乗り入れ運行」について、近隣自治体や関係機関と協議を進めるべきではと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

町外の病院等へ通院する際のデマンドタクシー利用についての御要望は、以前からも頂戴しているところでございます。本件については、これまでも事業者等とも協議・検討を重ねておりますが、町外への運行については、ドライバー不足が課題となっている中で、事業者の供給能力が大きな課題となっております。

さらに、一般タクシーや小浜線利用促進を進めている中でのＪＲとの競合、他の利用目的との公平性、運行形態に応じた許認可等の法手続、運行コストなど、解決すべき課題が多いのが現状でございます。

今後におきましても、町外医療機関への通院需要など実態の把握や、他自治体の事例による状況分析・成果を参考に、事業者や関係機関との協議を重ねるとともに、町の公

共交通会議においても議論してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

町外への運行については、ドライバー不足による事業者の供給能力や法的手続、ほかの交通機関との競合など、乗り越えるべきハードルが多いという現状を承知いたしました。

ですが、町外医療機関への通院需要の実態を把握し、ほかの自治体の事例も参考にしながら協議を進めていただけるということですので、どうか前向きな議論をお願いいたします。

御答弁にもあった、ドライバー不足による移動手段の空白を補うために、デマンドタクシーを含めた多様な交通手段の検討と連携が急務です。本町においても、既に三十三地区や明倫地区において「みそみ買い物メイト」、「明倫買い物クラブ」といった、住民の無償ボランティアと地域づくり協議会の支援によるすばらしい買物送迎の実践事例がございます。この町内の先進モデルや、例えば京丹後市の配車アプリを活用した「ささえ合い交通」などのような、既存事業者と共存する住民参加型の送迎を推進していくというお考えがあるか、伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

人口減少と高齢化が進行する中、タクシー事業者等においても運転手の確保が年々難しくなっており、町が運行しているデマンドタクシーを含め、既存の公共交通サービスだけでは、日常の移動を支える上で課題が生じている状況でございます。

こうした中、平成２５年から運行の明倫地区の「明倫買い物クラブ」や平成２６年から運行の三十三地区の「みそみ買い物メイト」の取組は、地域の課題を住民自らの力で解決しようとする、大変すばらしい事例であると認識しております。これらの活動は、単なる移動手段の提供だけでなく、利用者とボランティアとの交流を通じた地域コミュニティーの活性化や、高齢者の安否確認といった見守り機能も果たしており、本町の持続可能な地域づくりのモデルケースであると考えております。

これまで、このような取組が町内に横展開することを期待し、事例紹介等をさせていただいたところ、深く御検討いただいた地域もございますが、地域の人手不足などが課

題となり、運行まで至らなかった経緯もございます。町といたしましては、まず、運行を拡大したデマンドタクシーなどの公共交通の維持・充実を図りながら、公共交通の空白を埋めるため、住民参加型送迎などで相互に補完し合える交通ネットワークの構築について、地域の御意見や状況なども確認しながら研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

明倫地区や三十三地区の取組が単なる移動支援にとどまらず、地域コミュニティーの活性化や見守り機能も果たしているという町の認識に、私も同感です。デマンドタクシーなどの公共交通を維持しつつ、それを補完する住民参加型の支え合い交通ネットワークが町全体に広がっていけるように、積極的な研究と環境整備に期待いたしまして、交通ネットワークについての質問を終わります。

では、次に、地域経済活性化施策の検証と今後の展開ということで、こちらは、わかさハッピー商品券について質問をさせていただきます。

渡辺町長は、２期目の実績としまして、物価高騰に対する生活支援や地域経済の活性化を目的に、全町民へ地域商品券「わかさハッピー商品券」を配布されました。今年２月からは第二弾の配布も行われており、住民の方々からは、「家計が助かる」、「手に取れるアナログな形は、家族間や友人間のコミュニケーションツールになる」と高く評価されています。 その一方で、携帯性の問題や事業者の換金手続の負担などを考慮して、「デジタルとのアナログのハイブリッドにしてはどうか」という声や、「具体的な経済効果を数字で示してほしい」といった声も届いております。

そこで、まずお伺いします。

第一弾ハッピー商品券は、若狭町の経済活性化にどれだけ貢献して、地元事業者にどの程度の恩恵があったのでしょうか、具体的な数字を教えてください。

○議長（熊谷勘信議員）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内　正課長）

それでは、御質問にお答えします。

御存じのとおり、第一弾のわかさハッピー商品券につきましては、若狭町物価高騰対策町民生活支援事業として、令和７年８月９日から令和７年１２月３１日までの期間、町内の加盟店舗で使用できる、１人当たり１万円の商品券を配布させていただきました。

本事業の実施に当たっては、エネルギーや食料品価格などの物価高騰を受けて、住民の生活支援を目的とした、国の重点支援地方交付金を活用したものでございます。

それでは、この第一弾のわかさハッピー商品券の実績につきまして、お答えさせていただきます。

商品券の発行総額は１億３，１７４万円で、加盟店舗は２２９店舗でございます。また、換金実績は１億３，０４９万２，０００円となり、発行しました商品券の、実に９９．０５％が使用されたことになります。本当に多くの住民の皆様に商品券を使用していただきました。この結果につきましては、若い世代から高齢者世代まで、住民の誰もが使用できる「紙の商品券」を発行することで、全ての世代において御使用いただけたもので、物価が高騰する中で、住民の皆様にとりまして非常に有効な生活支援になったものと考えております。

また、商品券発行のための印刷やチラシ・ポスターの作成など、町内事業者への発注ができたり、商品券が町内の加盟店舗で使用できるもののため、換金された１億３，０４９万２，０００円の全てが町内での消費喚起につながり、経済の好循環にも寄与しております。わかさ東商工会からも、「非常に有益で、町内事業者にとって新規の顧客確保にもつながっている」など、うれしいお声もいただいております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

ありがとうございます。発行総額に対して９９．０５％という大きな換金率で、約１億３，０００万円が町内で消費されたという実績、そして、全世代に行き渡る有効な支援になっていたということがよく分かりました。私も、他市町の方から大変うらやましがられたということをよく覚えております。

では、このすばらしい検証結果を、今後の町の経済施策や、地域でお金を循環させる取組にどのように生かしていかれるか、町の方針をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内　正課長）

それでは、御質問にお答えします。

第一弾のわかさハッピー商品券の発行が、この事業の目的でもあります、物価高騰に対する住民への生活支援として非常に有効な対策であったことから現在、第二弾のわかさハッピー商品券の発行となります「若狭町食料品・物価高騰対策町民生活支援事業」

を展開し、１人当たり２万円の商品券をお配りしました。使用期間は、令和８年３月１日から８月３１日までの半年間で、現在、住民の皆様に町内の登録店舗で御使用をいただいているところでございます。

発行に当たりましては、お米券やデジタル通貨など様々な方法を検討しましたが、第一弾のハッピー商品券の結果を踏まえまして、スマートフォンをお持ちでない方やスマートフォンの操作が苦手な方にとっては、デジタル通貨が使いにくい、使えないといった懸念もあることから、全ての世代の住民に御使用いただけるよう、「紙の商品券」を発行いたしました。

今回の第二弾の商品券発行実績でございますが、５月末時点で、商品券の発行総額は２億６，２４０万円、加盟店舗は２３８店舗となっております。また、５月末時点での換金実績は１億７，４５７万１，０００円で、発行総額に対する換金率は６６．５３％、使用期間の半分を過ぎたばかりでございますが、既に３分の２の利用となっており、今まさに物価高騰が急速に進んでいる状況にあっては、各御家庭への物価高騰対策支援として役立っていると感じております。

住民の皆様からいろいろとお声をいただいております。第一弾、第二弾の商品券につきましては、いち早く商品券をお届けしたいということから、町の職員によって配布をさせていただきました。この配布の際に、住民の方々からは、「商品券をもらえるのが一番生活に役立つ」、「商品券は使い勝手がよい」、「若狭町はほかの市町より手厚い」、「前回に続いて、今回も配布してくださるのはありがたい」など、多くの感謝の言葉をいただいており、物価高騰が続き、家計を圧迫する中におきまして、非常に有効な生活支援になっていると感じているところでございます。

今後、今回のように、物価高から国民生活を守り、生活の安全保障を目的とした国からの臨時交付金が再度、交付されることがある場合には、住民の生活支援を優先した事業展開をするか、あるいは、地域経済の活性化・好循環を優先に考えた事業を展開するかなど、商工会とも連携を取りながら、様々な角度から検討し、優先事項を定めて事業を展開したいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

第二弾も既に多くの方が利用されており、住民の皆様にとって切実な支援になっていることがうかがえます。今後も、目的や優先順位を明確にして事業を展開されるということで、心強く思っています。

そこで、今後の支援の在り方について、少し別の角度から御提案いたします。

商品券の発行には、印刷費や発送費、さらに今回は職員の皆様が直接配布いただいたということで、人件費や多大な事務の手間などコストが発生しています。こうしたコスト面を考えたとき、商品券を配るという代わりに、水道料金の値下げするなど、「誰もが利用する生活インフラ」へ直接反映させるという方法は検討できないでしょうか、お願いします。

○議長（熊谷勘信議員）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内　正課長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、商品券の発行には、商品券の印刷代をはじめ、加盟店舗の募集チラシや一覧表、加盟店舗用のポスターなどの印刷費、新聞折り込みの費用、これらに係る業務委託料、また、商品券の郵送料などの費用が発生しております。これらの費用を抑えるために、議員から御提案のありました、商品券の発行ではなく、誰もが利用する生活インフラの「水道料金の値下げの実施」につきまして申し上げます。

町の水道区域におきましては、水道の基本料金を一律に値下げすることは対応可能であり基本的に料金システムの改定にも費用は発生しません。しかしながら、御存じのとおり、若狭町の一部の区域は町の上水道区域にはなっておらず、独自で水道を確保されております。当然ながらに、この一部地域に関しましては、町が水道料金を徴収しておりません。

こうしたことから、「全ての住民に対して水道の基本料金の一律値下げ」につきましては、実施が困難でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

ありがとうございます。町の一部地域は独自の水道を確保されているために、水道料金での支援だと全町民への公平性が担保できなくなるという状況は、理解いたしました。

それでは、全ての住民が公平に恩恵を受けられて、かつコスト削減や利便性の向上を図るための手段として、「デジタル化」について伺います。

携帯性の向上や加盟店側の換金手続の負担を減らすという観点から、「ふくアプリ（わかサイフ）」を活用したデジタル地域通貨への完全移行、あるいは、紙の商品券とデジタルを組み合わせた「ハイブリッド方式」にするお考えはありますでしょうか。

例えば今回、敦賀市は「ふくアプリ」を活用し、市内外からのチャージ流入といった効果を上げています。当町でも、健康ポイント「ハピポ」の使い道として「わかサイフ」を活用している実績もあります。これを全町的な経済対策の基盤として本格的に展開していくというお考えがないか、お聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内　正課長）

それでは、御質問にお答えします。

現在実施中の第二弾のわかさハッピー商品券、この換金方法につきましては、銀行の小切手の取扱いが廃止されたことに伴いまして、加盟店は、使用された商品券と併せまして換金請求書を町に提出していただき、枚数と金額を確認した後、町から加盟店の指定する口座への振込を行っております。

このような加盟店の換金フローに対する負担軽減や商品券の携帯性の向上などの観点から、議員が御提案されました、福井県が導入したスマートフォンアプリ「ふくアプリ」を活用した、若狭町内の登録店舗で使用できるデジタル通貨「わかサイフ」への完全移行についてでございますが、これにつきましては、住民の皆様がスマートフォンをお持ちいただいていることが前提となります。また、先の御質問でもお答えさせていただきましたが、今回の商品券事業のように、町民の生活支援を行うに当たりましては、若い世代から高齢者世代まで全ての世代、全ての住民が利用できる「公平な施策」を実施する必要がございます。こうしたことから、生活支援の実施におきましては、現時点では、「わかサイフ」のみを活用したデジタル通貨への完全移行は好ましくないものと考えております。

それでは、商品券とデジタル通貨の両方を活用した「ハイブリッド方式」はどうかでございますが、スマートフォンをお持ちの方には「わかサイフ」を活用したデジタル通貨を付与、また、スマートフォンをお持ちでない方には商品券を発行するといった、ハイブリッド方式での実施は、住民個々の生活環境に応じた方式であり、活用に当たりましては非常に有意義な方法であると考えますが、実施するに当たりましては、様々な点を検討する必要があると考えております。

まず、「わかサイフ」の登録店舗数でございますが、５月末時点で１３９店舗の登録となっております。一方、現在実施しております第二弾のわかさハッピー商品券事業では、加盟店として２３８店舗が登録されております。この登録店舗数の違いから、「わかサイフ」を選択されますと、商品券を選択される方よりも、利用できる店舗が９９店

舗も少ないことになります。「わかサイフ」によるデジタル通貨、もしくは、「紙の商品券」の使用に当たり、どちらを使用した場合でも、同じ店舗で使用可能であることが理想であり、事業者の皆様には両方に登録・加盟していただくようお願いしていく必要がございます。

また、デジタル通貨と商品券の両方を管理することになりますので、デジタル通貨と商品券の違いや使用方法などを住民に対して周知し、丁寧に説明を行うとともに、どちらを選択されるかを確認する作業も発生します。このように、事務処理に当たっては、これまで以上の作業と時間を要することが想定されます。さらに、事業者の方々につきましては、「わかサイフ」のデジタル通貨と商品券の両方の換金処理に対応していただくことが必要となります。

今後、同様の事業を展開することがあり、今ほど述べましたハイブリッド方式も検討するとした場合には、増加する事務負担やコスト面をどの範囲まで許容できるかなどを検討して、実施方法を判断してまいりたいと思います。

次に、「わかサイフ」の本格的展開についてでございますが、デジタル通貨は、アプリを通じて町外の方にも御利用いただきやすいという特徴がございますので、地域経済対策としますと、町外からの消費も町内に呼び込むことができ、町内の経済を拡大し、地域事業者の皆様を力強く支援できるものと考えております。

今後におきましても、これまでのハピポ事業での活用実績を基に、課題等を検証した上で検討を重ねてまいりますが、住民の生活支援は「紙の商品券」を、事業者への支援は「デジタル通貨」を採用するなど、施策や事業の目的に応じて、より効率的・効果的な手法を選択することが最善と考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

生活支援を最優先とする場合は、「紙の商品券」で全世代の公平性を守られて、事業者支援や地域経済の拡大を狙うという場合は、町外からの消費も呼び込める「デジタル通貨」を活用するなど、目的に応じて最適な手法を使い分けていかれるという方針を理解いたしました。

ハイブリッド方式につきましても、事業者側の負担や事務コストの課題を検証しつつ検討を進めていただけるということですので、今後の効果的な経済施策の展開に期待しております。非常に住民の方にも近いこの施策をいただいて、とても助かっているというこのハッピー商品券でして、たくさんの方からいろんな評価やさらなる飛躍とか、目

的に応じて違うというところも私も大変今回勉強になりましたので、そこをしっかりと共有して、引き続き期待をしたいと思っております。ありがとうございます。

以上で、わかさハッピー商品券につきまして、質問を終わります。

それでは、続きまして、外国人材の受入れ体制の強化と多文化共生社会の実現について、質問させていただきます。

町内の産業でも人手不足が続く中で、国は、「育成就労制度」の導入に向けて動き出し、自治体間・企業間の人材獲得競争は激化しています。本町が外国人材からも選ばれる町となり、同時に日本人住民との多文化共生社会を実現するために、町主体の受入れ体制と推進策について、最後に質問させていただきます。

まず、国は、技能実習制度を廃止しまして、２０２７年６月までに新たな育成就労制度を施行する予定であり、一定の条件下で本人都合の転籍が可能となるなど、自治体間・企業間の外国人材獲得競争がさらに激しくなるということが予想されます。福井県も「多文化共生推進プラン」を掲げ、外国人労働者を積極的に増やしていく方針を示しています。

しかし、先月５月２８日付の福井新聞でも報道されたとおり、パブリックコメントでは、無制限な受入れへの反対や家族帯同支援への懸念など、県民から不安の声が寄せられておりました。

民間任せの受入れは、地域住民との摩擦や分断を生むリスクが高くなると考えます。町長は、過去の答弁で、「共存できる町を継続させる」と述べられております。人手不足が切迫する町内事業所の現状や、また、町が主体となった受入れ体制を構築するために、具体的な進捗をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

現在、多くの企業は人手不足の状況にあり、ハローワーク敦賀によります令和８年４月の有効求人倍率は１．４５倍、ハローワーク小浜では１．３１倍と非常に高い数値となっております。また、先日開催された「若狭テクノバレー企業連絡協議会」におきましても、従業員の確保が大変難しいとの報告を多くいただいたところでございます。

このような人手不足を補うため、町内企業においても外国人労働者の雇用を進めており、町内の主要企業の、令和８年４月現在の外国人労働者は７０人となっており、以前の調査から増加傾向にあります。

速水議員御提案の、町が主体となった外国人労働者の秩序ある受入れ体制の構築につきましては、事業者等とも情報交換を始めたばかりで具体的な取組はございませんが、増加する外国人労働者に対する適切な対応は必要と考えており、県が策定した「多文化共生推進プラン」を基に、県や関係機関、企業等と連携を図りながら、先進自治体の事例も参考に、本町としてどのような取組が必要か、検討してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

町内でも外国人労働者が増加傾向にあり、適切な対応が必要であるという認識、そして今後、先進自治体の事例も参考に検討を進められるということで、承知いたしました。

先進事例で申し上げますと、県内で最も外国人住民の割合が高い越前市、人口の約７．８９％、約１２人に１人が外国人住民の方なのですが、こちらでは、多言語対応のワンストップ相談センターや初期日本語教育支援、スポーツを通じた多文化交流が行政主導で整備されて成果を上げています。

本町も今後、家族帯同・定着へのフェーズを見据えまして、窓口対応という対症療法から脱却すべきなのではないでしょうか。他市町と比較したときに外国人住民が少ないと感じる今こそ、制度設計が必要だと思います。

生活・就労・教育を横断的に支え、日本人住民との自然な交流を促すために、町や商工会、民間事業者、外部有識者等が一体となった包括的な推進組織を立ち上げるべきであると考えますが、町の見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

本町の外国人住民は全体の約１．２％ですが、ＳＤＧｓを推進し、外国人住民との共生社会を築くためには、生活、就労、教育など多岐にわたる分野を包括的に支える仕組みと、地域の一員として共に社会を築ける環境整備を進める必要があると考えております。そのために、他自治体の先進事例やノウハウを参考にしつつ、県や国際交流協会をはじめとする関係機関と連携を図り、行政、関係団体、教育、事業者、そして地域の皆様など、多様な主体が連携する横断的な協議を通じて、より効果的な体制を検討する必要があると考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

ありがとうございます。多様な主体が連携する横断的な協議を通じて、より効果的な体制を検討していくという前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひ早期の仕組み構築をお願いいたします。

この体制づくりと並行して、実際の受入れルートの検討も必要だと思います。住民が抱く外国人受入れへの不安を払拭するためには、どこの誰が来るか分からないという状況ではなく、町が関与した「顔の見える、安心で安全な送り出しルート」の確立が有効ではと考えます。

本町には、２０１６年から２０１９年にかけて、ＪＩＣＡの「草の根技術協力事業」を通じ、ラオスの職業訓練校への技術指導や、実習生受入れを行ってきたという歴史があります。

そこで、国の多文化共生予算や、地方自治体からの委託を拡大しているＪＩＣＡの調査業務を活用して、若狭町公認の来日前マッチング・実証調査を、海外の自治体と提携し実施できないでしょうか。本町独自の「選ばれるルート」を確立するための御見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

現在、企業における人材不足の対策として、外国人材の受入れは必要な取組の１つではございますが、文化や生活習慣の違いから生じるトラブルなども懸念されるところでございます。

議員御提案の「町が関与した、顔の見える安心・安全な送り出しルートの確立」という施策につきましては、その問題意識は共有しております。しかしながら、地方自治体、特に若狭町のような小さな自治体が主体となってこれを実施するには、国の権限との関係性における課題や専門的なノウハウ、人的資源、そして多大な予算など、「事業の実現可能性と持続性における課題」がございます。

また、特定の国や地域の送り出しルートを「公認」することは、結果としてそれ以外の国やルートからの人材の排除等につながる懸念もあり、多文化共生の理念や受入れを希望する町内事業者の選択の自由を狭める可能性について、慎重な配慮が求められると考えております。

住民の不安を払拭するという目的を達成するためには、「送り出し」よりも「受入れ」環境の整備を図ることが、より現実的であると考えており、本町の実情に合った、持続可能で実効性のある外国人材の受入れ環境について、引き続き検討を深めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

町が主体となって海外ルートを公認するということは、国の権限や予算、公平性の観点からハードルが高く、まずは受入れ環境の整備を優先するというお考えでした。

それでは、町単独の新たなルート構築というのではなくて、県など広域の仕組みを活用したアプローチが現実的かと思います。例えば、人手不足が極めて深刻な介護分野におきまして、福井県はミャンマーの送り出し機関等と連携し、入国前に日本語や介護技術を教育し、即戦力となる人材を確保するスキームを開始しています。過去の御答弁によれば、本町での受入れ実績はない状況でした。この仕組みを町内の事業所が円滑に活用できるよう、町が積極的な情報提供や仲介、さらに、伴走支援や補助制度を整備すべきではと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

少子高齢化の状況で、介護サービスの安定した提供には、人材確保が重要であり課題であります。各福祉事業所では、人材不足を解消するために様々な取組をされておりますが、外国人スタッフの受入れも手段の１つです。

福井県が県の社会福祉協議会など各団体へ委託して実施しています人材確保事業につきましては、事業による受入れ期間や費用などの条件が福祉事業所の希望と合わないなどがあり、活用に至っていないのが現状でございます。なお、情報の提供につきましては、県社会福祉協議会など各団体から福祉事業所へ直接行われておりますので、市町へは提供されていないのが現状でございます。

今後は、県や各団体、福祉事業所と連携を深めまして、事業の活用方法などを研究し、福祉事業所が活用しやすいよう意見を聴かせていただきながら、どのような支援方法や補助制度が効果的かを検討してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

県の事業は、条件面でのミスマッチ等の課題があり、市町への情報提供も十分ではないということですが、今後、事業所の意見を聴きながら、効果的な支援方法や補助制度を検討していただけるとのことで、大いに期待しております。

このような地域に根差した外国人材受入れ体制の構築や多文化共生の仕組みづくりを進める上では、専門的な知見を持つ人材が必要です。

そこで、例えば、本町における「地域おこし協力隊」の制度を活用し、青年海外協力隊のＯＢやＯＧ等、国際協力や多文化共生の知見を持つ人材を重点的に募集してはと考えますが、現在の募集方針、そして、今後の活用に向けたお考えをお伺いします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

地域に根差した外国人材の受入れ体制や多文化共生の仕組みづくりを進めるためには、専門的な知見を持った人材の確保が必要となります。地域おこし協力隊については、外国人施策について今後検討を進める中で、必要に応じて導入を検討したいと考えております。

今年度、本町が有する様々な側面の価値向上を促進し、地域経済の活性化を進めるとともに、外国人との共生社会実現を図るため、米国人の「国際戦略・ビジネス開発ディレクター」を配置し、グローバルな視点から総合的に国際化に取り組むところでございます。

当ディレクターにアドバイスをいただきながら、日本人も外国人も、心豊かで幸せな暮らしが実現できるまちづくりを進めたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

今年度、新たに配置されたのが国際戦略・ビジネス開発ディレクターということで、私も個人的にとても期待しておりますが、このディレクターの知見も生かしつつ、必要に応じて地域おこし協力隊の導入も検討されるということで、引き続きよろしくお願いいたします。

本町が誰からも選ばれる町となって、皆が幸せに暮らせる多文化共生社会が実現するように、引き続きスピード感を持った施策の展開をお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

ここで、暫時休憩します。

（午後　２時３６分　休憩）

（午後　２時４４分　再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

２番、檜鼻貴博議員。

檜鼻貴博議員の質問時間は、１５時４５分までとします。

○２番（檜鼻貴博議員）

ただいま、熊谷議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、渡辺町長をはじめといたします皆様におかれましては、令和８年度「子育て」と「まちづくり」の２つの柱を中心に町政を行っていただいておりますことを、感謝を申し上げます。

私からは、その子育て関係として部活動の地域移行に伴う質問と、まちづくり関係として「わかさいくる」についての質問を幾つかさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

先の谷川議員の質問にもありましたが、地域移行について質問させていただきます。

若狭町では、国の方針に基づき、学校部活動の地域移行が進められております。しかし、現場の地域クラブからは、制度設計や運用面で課題が見られ、疑問の声が寄せられております。本日は、その一部を質問させていただきます。

今後も地域移行を持続可能にし、利用者・保護者・管理者の全てが円滑に機能するため、本町はどのような制度整備を行っていくのかをお伺いいたします。

まず、１つ目の質問でございます。

地域移行に伴い、施設利用の経済面と施錠等の利用負担軽減についてどのように考えているのか、教育委員会にお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

本町におきましては、国・県の方針に基づき、令和６年度より部活動の段階的な地域移行を進めてまいりました。現在、現場の地域クラブから寄せられている不安や疑問については、制度の過渡期ゆえの課題であると重く受け止め、部活動地域移行コーディネーターを中心に課題解決に取り組んでおります。

町といたしましては、今後とも現場の声に丁寧に耳を傾け、国のガイドラインに沿った持続可能な運営体制を構築するとともに、子供たちにとって最適な活動環境づくりに努めてまいります。

次に、施設利用に伴う負担軽減についてでありますが、まず経済面におきましては、体育館等の利用料が活動継続の障壁とならないよう、認定地域クラブに対しては施設使用料を免除しております。

また、施設の施錠等の管理負担につきましては、スマートロックの導入やキーボックスを設置するなど、物理的な鍵の受渡しを不要とする手段を検討してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

檜鼻貴博議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

経済面に関しましては、谷川議員の質問にもありましたので、理解をさせていただいております。

そして、施錠等の管理負担解消に向けた前向きな御答弁を賜りましたことに感謝を申し上げます。実際に利用されている方からは、鍵を借りに行くために仕事を中断する、仕事を早めに終わらせていただいて鍵を借りに行くひと手間がどうしても負担になるという声をいただいておりましたので、迅速な対応をしていただけると幸いでございます。

次に、地域移行担当者の引継ぎ時期についても、疑問の声が上がっております。年度末から年度初めにかけて混乱が生じないよう、引継ぎ時期や方法を制度化するお考えはありますでしょうか、また、地域クラブへの補助金につきましても、毎年度３月中、遅くとも４月中には支払われるような方針を示す運用へと改善するお考えがあるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

地域移行の円滑な運用には、町・学校・地域クラブの３者の緊密な連携が不可欠であ

り、担当者の交代による混乱は避けるべき重要な事項であると認識しております。

まず、引継ぎの制度化につきましては、年度末の事務停滞を防ぐため、今年度の運用実績を踏まえながら業務マニュアルを作成し、前任者と後任者が合同で地域クラブとの面談や現場確認を行うなど、実効性のある体制を確立してまいります。

次に、補助金の方針提示時期につきましては、地域クラブが次年度の指導者確保や会員募集を円滑に行うためには、早期の予算見通しが必要不可欠であると考えております。今後は、各地域クラブが年度当初から滞りなく活動を開始できるよう、緊密な情報共有に努め、予算成立後、速やかに執行できるよう努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

檜鼻貴博議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

ただいまの答弁に関しましても、業務マニュアルを作成するなど、具体的な案を示していただきましてありがとうございます。今後も地域移行を円滑に行い、今よりさらに利用者の声に応え、利用者・保護者・管理者の三方よしの関係性を構築していくようにお願いを申し上げます。

また、私自身も地域の声に耳を傾け、課題を特定し、問題解決に努力してまいりますので、今後ともお願いを申し上げる次第でございます。

続きまして、まちづくり、特に観光面で期待されております若狭湾サイクリングルートとナショナルサイクルルート認定の進捗と安全性についてお伺いいたします。

本質問に関しましては、６月議会にて補正予算として計上されており、先日行われた全員協議会にて多くの議論がなされたところではありますが、改めて質問をさせていただき、今後の発展に寄与できればと考えております。

まず初めに、国土交通省は本年３月、「わかさいくる」について、ナショナルサイクルルートへの指定を見送る判断を示しました。報道によりますと、指定に必須とされる路面標示が整備されていなかったことが理由であり、今年の夏の指定は見送り、年度末以降の再審査をする方針とされております。また、そのほかの報道では、分岐部や５キロごとの単路部に必要な案内表示が未整備で、指定要件を満たさなかったと指摘されています。

そこで、本町としては、「わかさいくる」の安全性向上と地域発展のために、今後どのような方向性を示すのかをお伺いいたします。

１点目でございます。

ナショナルサイクルルート認定の現状について、観光まちづくり課に説明を求めます。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

ナショナルサイクルルートは、「自転車活用推進法」に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を連携させ、サイクルツーリズムを推進することにより、新たな観光価値を創造し、地域の創生につなげることを目的に創設された制度でございます。

全国には、先進的なサイクリング環境整備を目指す「モデルルート」として１１７ルートが存在しておりますが、このうち、ナショナルサイクルルートとして現在６ルートが国の指定を受けております。

敦賀から高浜までの「若狭湾サイクリングルート」、通称「わかさいくる」につきましては、福井県、嶺南６市町・観光協会、自転車有識者等で構成する「若狭湾サイクリングルート推進協議会」を設置し、自転車ルートの整備や宿泊施設の充実、情報発信など様々な取組を展開し、指定を目指してきたところでございます。

令和７年度の国の審査委員会は、令和８年３月２３日に開催され、指定要件である、ルート設定・走行環境・受入れ環境・情報発信・取組体制の観点から、厳格に審議されました。その結果、「わかさいくる」は、指定候補の７ルートのうちの１つに選定されたものの、必須要件のうち、①路面標示によるルート案内がないこと、②緊急時のサポート体制が不明との指摘を受け、他の６ルートとは別に、令和８年度末以降の審査委員会において、指定手続までに再度審議されることとなりました。

この結果につきましては、指摘された課題を真摯に受け止めており、石田福井県知事も、４月３日に自ら自転車で「わかさいくる」を走り、ルート環境などを御確認いただいております。

今後、県や関係機関と連携し、早急な対策を講じるため、対応を進め、早期の指定を目指してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

檜鼻貴博議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

ただいま、丁寧な御説明をいただき、ありがとうございます。

次に、再審査に向けた路面標示整備のスケジュール、これについて本町はどう考えているのか、伺わせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

今後の対応につきましては、まず１点目の「路面表示」は、県が直ちに調査した結果、「わかさいくる」ルート上の国道、県道、町道に合わせて４７６か所の整備が必要とされ、うち若狭町内での町道においては、８１か所の整備が必要と確認しております。本町といたしましても、早急に整備に着手するべく、６月補正予算に工事費を計上し、議会での御審議をお願いしているところでございます。

次に、２点目の「緊急時のサポート体制」については、特に三方五湖周辺の狭隘道路が対象となりますが、敦賀警察署及び敦賀美方消防組合とは既に緊急時の対応方法等について協議しており、現在、その協議結果とホームページ等への掲載内容について、国に確認しているところでございます。

今後、クリアすべき内容には速やかに着手し、できるだけ早く追加分の審査を受けることができるよう、県、関係市町とともに国に要望してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

檜鼻貴博議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

「わかさいくる」は、敦賀市から高浜町までといったかなり広域にわたるため、様々な課題があることは承知しております。しかしながら若狭町、本町といたしまして、いち早く課題解決を行っていただき、他市町の見本になるような行動をしていただきますようにお願いを申し上げます。

次に、３点目でございます。

町内区間における道路等の危険箇所の把握状況とその改善の優先順位について、建設課にお伺いをさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

飛永建設課長。

○建設課長（飛永浩志課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

ナショナルサイクルルートの指定を目指す上で、サイクルルートである道路の安全性が重要であります。サイクルルートとなっている町内区間では、まず国道１６２号及び県道常神三方線につきましては福井県が管理しております。近年、レインボーライン山

頂公園が改修された後は、観光目的の自動車交通量が増加していることに加え、車道上に矢羽根等の表示がなされたことにより、自転車の通行も増えてきております。このため、幅員が狭い区間、路肩が十分でない区間、見通しの悪い区間など、通行者の安全確保の観点から課題がある箇所につきましては、町から福井県に対しまして、道路拡幅等の要望をしております。

一方、町が管理します三方五湖周遊道路につきましては、落石・倒木・落ち葉の除去など、これまでも定期的な維持管理を実施しておりますが、ナショナルサイクルルートの指定や災害時の避難道路としての機能も踏まえ、より安全性を高める必要があると考えております。

そこで、今年度から周遊道路の改良整備に向けました概略設計に取り組む予定としております。先日、周遊道路をよく御存じの地域の方に御同行いただき、現地を歩きながら、危険箇所や落石箇所、倒木箇所、道路排水の不良箇所等につきまして情報提供をいただきました。

今後は、これらの情報を基に７月には概略設計を発注し、その概略設計をもちまして、関係地権者の皆様へ説明会を実施するとともに、事業への理解を得ながら、地域の皆様の御意見を伺い、改良が必要な箇所を選定してまいります。改良箇所が整理でき次第、来年度に実施設計を策定し、令和９年度と令和１０年度にかけまして改良工事を実施する計画としております。

また、現在は若狭湾サイクリングルートから代替ルートへ切り替えたことにより、現ルートから外れております浦見川右岸の町道中村切追線につきましては、町道下の浦見川ののり面の安全性につきましては、河川管理者である福井県に確認を行っているところでございます。こののり面の安全性が確認でき次第、令和５年度に策定しました同路線の概略設計を基に実施設計を行い、必要な安全対策に係ります改良工事を実施してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

檜鼻貴博議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

今ほど、答弁の中にもありましたけれども、路肩が十分でない区間や見通しの悪い区間などで、危険を感じる声が寄せられております。しかし、本町では、令和９年度にかけて安全性を重視した交通体系整備を行っていただけることに対して、感謝を申し上げる次第でございます。

また、道路拡幅等の問題に関しましては、住民の理解が必要不可欠となってきます。

よりよい関係性を築くためにも、事前の周知や説明会の開催を小まめに行っていただきますようにお願いを申し上げます。

最後になりますが、「わかさいくる」の今後の展望と、地域経済への波及効果についてどう考えているのかを、観光まちづくり課の課長にお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

嶺南地域を周遊する「わかさいくる」は、豊かな自然と「食」を生かしたサイクルツーリズムの核として、滞在型観光の促進と地域経済の活性化につながるものと考えております。

「わかさいくる」がナショナルサイクルルートに指定された場合、鯖街道を走る「サバイチ」を通じて、近隣のナショナルサイクルルートである滋賀県の「ビワイチ」とも接続し、拡張されることとなります。特に、関西・中京圏からの自転車人口が増加することが見込まれ、自転車で地域を巡る「滞在型」観光が進み、飲食店や民宿の利用などの観光消費の拡大が期待されると考えております。

また、しまなみ海道を成功事例とし、外国人旅行者の「ゆっくり自然を楽しむ」志向を捉え、自然や歴史文化、食などの魅力と合わせて世界へ発信することにより、インバウンドの拡大及び滞在の長期化も図られると考えております。

今後も、ルートのさらなる魅力向上を図り、地域経済の活性化につなげてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

檜鼻貴博議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

今後のまちづくり、特に観光面に関しまして、「わかさいくる」がナショナルサイクルルートに認定をされることは、非常に重要な役割を担っていると考えております。北陸新幹線を含む、今後の高速交通体系の進化が若狭町に活気をもたらし、「わかさいくる」が若狭町の観光をさらに飛躍させてくれると期待しております。

今後も、全国、全世界に若狭町のよさを発信していければなと考えております。

以上で、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

９番、倉谷　明議員。

倉谷　明議員の質問時間は、１６時０６分までとします。

○９番（倉谷　明議員）

本日、最後の質問者です。いましばらく、気を引き締めていきましょう。

議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり質問させていただきます。

北陸地方も間もなく梅雨入りです。田畑に恵みの雨をもたらしてくれますが、雨による災害が心配される時期となります。日本近海の海水温が上昇傾向のため、線状降水帯の発生も頻発しています。また、日本の地震は活動期にあるようです。

激甚化傾向の自然災害には、公助の限界を超えています。大規模災害の場合、最初の３日間は公的な援助は届かないと言われています。自分で、家族で、地域で命を守り合うことになります。

しかし、地域で命を守る「共助」の要となる自治会も人口減、高齢化しています。大きな災害から時間が経過している若狭町では、「うちは大きな災害が来ないだろう」という慢心が強く、防災訓練への参加率が極めて低い状況です。そこに啓発活動だけでは、防災への関心は高まらないのが現状です。

防災組織の機能不全や防災訓練の形骸化が課題です。これからは、地域を守る人を増やす、そのための人材育成が必要になってきます。学びの場、育成の場が重要だと考えます。基本的な避難訓練は重要です。さらに一歩踏み込んだ取組が求められます。「助けられる人から助ける人へ」です。

「助けられる人から助ける人へ」とは、災害時の防災教育などで広く使われる言葉です。受け身で支援を待つだけでなく、自ら考え行動し、周囲の人を助ける側へと自立・成長していくことを意味します。

地域の安全は、防災への取組で守ることが大切です。自分の身を自分で守ると同時に、お互いに助け合えるような地域づくりには、地域ぐるみで取り組むことが重要です。市町村が率先して防災イベントを実施したり、地域の企業や団体を中心に自発的に取組を始めたりするなど、最近は様々な活動が見られるような報道も目にします。

しかし、地域によっては、そもそも具体的な取組を計画していないというケースもあります。災害から地域を守るために、前向きに地域の防災への取組を推進することが重要です。

若狭町には、平成１９年３月に作成された「若狭町地域防災計画」があります。また、地区、集落には自主防災組織が結成されています。そこでは、地区の特性に応じた防災計画を作成しています。しかし、まだまだ取組には、地区により温度差があることも事実です。

そこで、地域防災力の向上に向けた学べる防災教育・訓練に関します質問をします。

まず、１つ目の質問に入ります。

「若狭町地域防災計画」には、防災知識普及計画 として、防災に対する関心を深めるため、住民及び防災業務に従事する関係職員に対し、防災に関する教育及び広報を実施し、防災知識の普及を図るとあります。

町職員の防災研修としては、町職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するために、職員防災マニュアルの作成に努めるとともに、防災研修の周知徹底を図るとあります。そこには研修の方法、研修の内容が記載されています。

町職員への防災研修はどのように実施されていますか。

また、災害時の「自助・共助・協働」を原則とし、地震や風水害などの被害を軽減するための十分な知識と技能を持ち、地域や職場で防災・減災活動のリーダーとして活躍することが期待されています防災士は、町職員の何人が取得されていますか。

○議長（熊谷勘信議員）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

町で実施している防災訓練として、６月に水防訓練、１０月頃に県の原子力防災訓練、１１月頃に防災訓練を実施しているところですが、これらの訓練に合わせまして、職員も実務的な訓練や研修を実施しております。

水防訓練では、建設課の初動パトロール、福祉課では、日赤奉仕団の炊き出し訓練による初動確認などを実施しております。

県の原子力防災訓練では、原子力オフサイトセンターへの職員派遣や県内・県外への広域避難に合わせて、避難バスへの誘導・乗車、避難所受付業務のほか、健康医療課では、安定ヨウ素剤の配布などを実施しております。

また、町の防災訓練では、避難所班による住民参加型の避難所開設訓練、総務班による集落からの情報収集のほか、住民班・産業班による物資の要請・調達・受入れなど、各班の役割や初動体制の確認などを実施しております。

今後も、訓練内容を見直しながら、本番を想定した訓練を実施し、少しずつレベルアップしていきたいというふうに考えております。

次に、職員における防災士の取得者数ですが、３名となっております。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷　明議員。

○９番（倉谷　明議員）

明日１３日は、町の水防訓練が上中小学校を会場に開催されます。多くの町民の方が見学に来られることを望みます。

町の職員が防災士を取得しているのは、僅か３名ですか。残念です。全国で防災士の認証者は、５月末時点で３６万２，３７１名です。若狭町議会では、私も含め４名が防災士です。渡辺町長も防災士です。今年度挑戦すると表明している議員もいます。取得には養成研修講座の受講、救急救命講習の受講が必要です。これらで得られた知識をさらに深めた行動につながると思います。多くの職員が取得することを希望します。

次に、２つ目の質問です。

「若狭町地域防災計画」の防災知識普及計画には、学校における防災教育として、学校の管理者は、児童・生徒等に対しては、防災訓練の実施だけでなく、防災知識の普及啓発を図るとあります。また、教職員に対しては、応急時における処置方法を研修すると明記されています。

三宅小学校では防災クラブ活動があります。今年度も継続されるそうです。また、学校授業ではありませんが、鳥羽公民館では、夏休み勉強会で小学児童を対象に防災教室が開催されました。これらには、若狭町防災士の会の会員にお手伝いいただいています。

学校現場の主体性を高めるため、教育委員会が細かな指示を出すのではなく、学校の自己裁量を広げる方向へ関係性が見直されているようですが、学校防災教育に関しましては、各小学校、中学校へはどのような指示をされていますか。

学校防災教育に関して、町はどのような支援をされていますか。

避難訓練が形骸化しないように、実施後の評価や見直しはどのようにされていますか。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えいたします。

まず１点目につきましては、教育委員会では、各学校が策定する「学校安全計画」に基づき、「自分の命は自分で守る力」の育成を最重点事項として指導しております。

各学校においては、地震や風水害を想定した避難訓練のほか、消防署の立会いによる火災避難訓練、原子力災害を想定した屋内退避訓練など、地域の災害リスクに応じた実践的な訓練を展開しております。

これらの訓練を通じ、教職員の指示を待つだけでなく、子供たちが自ら状況を判断し、

主体的に行動できる力を養うことに重点を置き、各学校の計画が「生きた防災教育」として機能するよう、指導・助言に努めております。

続いて、２点目です。

議員御指摘のとおり、若狭町防災士の会の皆様には、三宅小学校のクラブ活動や公民館での学習会を通じて、専門知識を生かした実技指導に御協力をいただいており、皆様との連携は大変心強く、欠かせないものと実感しております。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震や過去の災害の教訓を踏まえ、地域の防災体制の構築、学校における実践的な防災教育の充実が喫緊の課題となっております。

教育委員会といたしましては、学校単独では取り入れることが難しい専門的な知見の導入について、防災士の会や学校防災アドバイザーを学校に派遣し、「災害に関する基礎知識を習得する教職員向けのワークショップ」や「学校危機管理マニュアルの見直し」など、学校における防災教育・訓練に対する支援を行うことにより、学校安全体制の強化、並びに学校安全の推進に取り組んでおります。

次に、３点目につきましては、各学校では、訓練終了後に必ず教職員による自己点検を実施し、具体的な不備や課題の洗い出しを行っております。また、防災士や消防署の方々からは、避難の基本原則である「押さない、走らない、喋らない、戻らない、近寄らない」の徹底といった直接指導に加え、避難経路上の安全管理などについて、専門的な知見から客観的な評価・助言をいただいております。

これらの自己点検の結果や専門的な助言を反映させることで、訓練計画の改善や避難マニュアルの見直しを図っております。

今後も、形式的な訓練にとどまることなく、抜き打ちでの実施や避難経路が遮断された場合を想定した訓練など、より実践的な内容を取り入れることで、いざというときに、子供たちが自ら判断し行動できる「実効性の高い訓練」となるよう、継続して工夫と改善に努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷　明議員。

○９番（倉谷　明議員）

災害時には、自分で自分の身を守る「自助」や、地域住民など身近な人と協力して助け合う、制度化された相互扶助の「共助」が最も重要です。そこに家族、友人、近隣住民などによる自発的な助け合い「互助」を加え、学校教育の場で学びの場を設けている自治体もあります。地域の実情に応じた防災学習です。教職員だけでなく、地域の実情に詳しい保護者等も交えた地域密着の防災教育です。学校・家庭・地域連携の防災教育

で安全・安心な社会をつくることにつながります。

子どもたちは、災害発生時に自分で身を守るための行動を取れるようにするため、知識を得る必要があります。例えば、地震が発生した直後の対応や避難経路、避難方法などを理解している子供がリーダーシップを取ることで、円滑に避難することにつながるケースが報告されています。

学校が積極的に防災に取り組むことで、児童・生徒に対して自助や共助、互助の方法を伝えることが可能です。防災や減災についての意識づけができるだけでなく、災害が発生した際にパニックを起こして避難できなくなる確率も減らせます。

学校防災教育は各学校独自に計画されているようですが、教育委員会としては、防災教育や訓練内容を把握するだけでなく、保護者や地域の防災組織との連携強化に向けて、教職員の負担軽減につながる支援をしていただきたいです。また、それには、私も会員の若狭町防災士の会としても協力を惜しみません。

次に、３つ目の質問です。

災害教訓の伝承への取組について伺います。

過去の激甚災害から学ぶことも多くあると思います。大規模災害に関する調査・分析結果や、映像を含めた各種資料の収集・保存・公開が防災教育の資料になります。

若狭町防災士の会が４月に全戸配布しました広報誌に、その一部が紹介されていました。御覧になった方も多いと思います。若狭町内の災害や近隣での被害状況の記載がありました。

過去の災害関連資料は、どのように保管・管理されていますか。

また、防災教育の１つとして、災害教訓を伝承する取組は必要と考えますが、支援策はありますか。

○議長（熊谷勘信議員）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

過去の災害につきましては、種類や規模により様々なものがございますが、現在、保存している資料として、主なものにつきまして、被害が大きかった平成２５年９月の台風１８号襲来時の災害をはじめ、平成２９年１０月の台風２１号襲来時の災害などがあり、被災状況写真をはじめ、災害対策本部等が情報収集したもの、関係機関との調整内容など、当時の関連資料を保存しております。

次に、災害教訓を伝承する取組につきまして、小学校学習指導要領においても、過去

に県内で発生した自然災害を取り入れるよう指導されていることから、非常に重要なことであると考えております。

国土地理院では、過去の災害を伝え、教訓を後世に残すため、自然災害伝承碑の登録を進められており、ホームページの地図上に掲載されております。町内においても、河内にある、昭和２８年の台風１３号による洪水・土砂災害の水害記念碑が登録されています。また、気山にあります、１６６２年の寛文近江・若狭地震による災害で、地盤隆起により発生した浸水を解消するため、浦見川の開削に尽力された行方久兵衛の功績を記した石碑が、令和７年４月に新たに登録されたところです。

今後におきましても、学校などから支援などの要望がございましたら、教育委員会事務局とも連携を図りながら検討していきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷　明議員。

○９番（倉谷　明議員）

後世に伝承すべき災害の記録保管は、町独自では限界があるかもしれません。しかし、災害伝承は自然災害の脅威を教えてくれます。災害伝承の記録を保存し、教材や資料として活用し、防災教育や防災対策に役立てることが防災意識を高めることにつながります。

次に、４つ目の質問です。

地域防災訓練をする際、地域の特性や危険箇所を知り、災害リスクを考え、防災に活用できる資源を地域住民で調査する学習会が「互助」の１つと考えます。学習会は、自主防災組織の育成・体制強化にもつながります。

その取組で、町が昨年度から実施しています、まち歩き防災マップ作り研修会です。集落一戸一戸の危険度が分かり、避難経路も明確になる内容です。昨年度は明倫、西浦、熊川地区１２集落を対象に行われました。また、今年度は三方、鳥羽地区を対象に、２０集落で防災マップ作りが予定されています。

若狭町防災士の会の一員として、「集落で作ろう！わがまち集落防災マップ」研修会に、若狭町防災士の会会員の久保議員と私も同行させていただき、集落防災担当の方々と集落内を歩き、マップ作成作業を体験し、まちの防災研究会松森氏から多くを学ばせていただきました。今年度は少しでもお手伝いできればと、防災士の会員は考えています。

この取組は、来年度以降も継続し、全集落を網羅する計画でしょうか。

作成した防災マップは、町の公式ＬＩＮＥから閲覧できるようになりますか。

将来の防災の担い手として、マップ作成を地域に明るく、知力・体力が旺盛な中学生にも担ってもらうのはいかがでしょうか。

○議長（熊谷勘信議員）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

集落防災マップにつきましては、今年度も２０集落を対象に実施する予定であり、年間計画により、全集落で作成したいというふうに考えております。

また、公式ＬＩＮＥからの閲覧につきましては、現段階では一部集落となりますので掲載予定はありませんが、要望を伺いながら検討してまいります。

最後に、マップ作成を中学生にも担ってもらうことについてでございますが、町では、年齢制限を設けておりませんので、中学生に限らず、高校生や地域の女性の方など、幅広い年齢層の方々に御参加いただけることで、地域の防災情報が共有でき、意識の高揚が図られると考えております。今年度のマップ作成に際して、集落へも呼びかけさせていただく予定をしております。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷　明議員。

○９番（倉谷　明議員）

そうですね、学校防災教育の延長で中学生と考えましたが、中学生だけではなく、地域の多くの方をいかに巻き込むかですね。自分の住んでいる場所の災害リスクを自分の目で確認いただくことも大切だと思います。

それでは、５つ目、最後の質問です。

「若狭町地域防災計画」には、自主防災組織の育成の項目があり、育成強化を図るため、必要な措置を講じるとあります。

しかし、町がそれを主導する時代は終わったと思います。近年、激甚災害が頻発し、それへの備えを呼びかける広報活動は、至るところで見聞きしていますし、メディアでも、特集番組やＴＶドラマでも自助、共助を訴えています。危機感は薄いにしても、それなりの情報は届いているはずです。

公助が届くのを待っていては命を落とすことにもなりかねません。身近なホームセンターなどには、生き延びるための必要品をそろえた売場もあります。今さら「何を準備すればいいのか」と言う人はいないと思われます。

しかし、自主防災組織の中で、要支援者への日頃からの備えや災害発生時の対応をい

かにするかの教育・訓練は、道半ばのように思われます。個人情報保護のこともあり、自主防災組織の避難誘導担当者には要支援者の情報が伝わっておらず、支援の手が届かない可能性もあります。

野木地区には高齢者みまもり連絡会があり、定期的に民生児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等が情報交換を行い、日頃から声かけで気配り、目配りをしています。恐らくほかの地区でも同様の活動はされていると思います。

そこで、３点伺います。

平常時の活動として、御自身だけでは災害に備えることが困難な方々への支援はどのようになっていますでしょうか。

また、要支援者からの相談の窓口はどこですか。

災害発生時の緊急を要する場合、避難誘導に頼りになるのは、身近な地域の自主防災組織のメンバーになるのではと想像します。それらの人に対する教育・訓練はどのように講じられていますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

自分だけでは災害に備えることが困難な方々を「災害時要支援者」と呼びますが、昨年度「避難行動要支援者管理システム」を導入しまして現在、要支援者名簿の作成と管理を実施中でございます。

６月中に対象者の方へ、「平常時から個人情報を集落の自主防災組織などへ提供してもよいか」の同意書を送付させていただきまして、要支援者名簿と本人・御家族の同意書を基に、早ければ夏頃に各集落の役員さんへの情報提供と、避難時にお手伝いいただく方の選定などを依頼させていただくことになっております。

また、医療的ケアが必要な方、重度の障害をお持ちの方につきましては、詳細な計画が必要になりますので、介護支援専門員や相談支援専門員と連携しまして、本人・御家族の意思を確認しながら、効果的な避難計画を立てていく予定でございます。

２点目の、相談の窓口につきましては、福祉的な困り事に関しては、まず福祉課のほうで対応させていただきます。

また、上中庁舎１階には福祉課、子育て支援課、健康医療課がございますので、福祉、子育て、医療・健康と複合的な課題に対応できる体制となっております。こちらでまずお話を聞かせていただきまして、ケースによっては必要な医療機関や福祉事業所、また、

社会福祉協議会や県健康福祉センターなどの関係団体や専門機関へつながせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、３点目の御質問についてお答えいたします。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づく地域の組織です。災害発生時の初期対応として情報収集、初期消火、救出救護、避難誘導などを担い、被害を最小限に食い止めるための重要な地域コミュニティーの基盤となります。町では、若狭町自主防災組織設置に関する要綱を定めるとともに、自主防災活動マニュアルなどを町のホームページで公開しているところでございます。

現在は、６９の自主防災組織があり、構成メンバーは、集落の役員が中心となり、自衛消防や壮年会、女性の会などの各種団体に属する方々が、組織の各班の役割を担う形で構成されております。

御承知のように、集落の役員はもとより、各種団体と兼務されていることがほとんどで、それぞれお仕事を持ちながらの組織運営をされているのが実情でございます。町の防災訓練に合わせて、自主防災組織において集落独自の訓練を企画され、組織の底上げや防災意識の向上に努められており、町におきましても、消火栓ホースや消火栓ＢＯＸなどの購入補助なども実施しております。

また、町では、昨年度から集落防災マップの作成に着手しておりまして、今年度も２０集落を対象に実施する予定となっております。

これらの事業などにより、地域の防災上の現状や災害時の避難先などを確認していただきながら、スキルアップを図っていただきたいと考えております。

そのほか、自主防災組織による独自の訓練や研修に際し、相談等があれば、助言や対応をさせていただいているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷　明議員。

○９番（倉谷　明議員）

避難行動要支援者管理システムが導入されたのですね。それからの情報が支援をする側に正確に伝わる体制が継続できるよう、地域との連携を強化してください。

災害時には「共助」がとても重要になるため、「人と人とのつながり」を日頃から構

築しておくことが重要です。共助を実現する自主防災組織は、災害による被害を予防・軽減するために自主的に結成される組織ですが、それより緩い枠組みの御近所さん同士が助け合う仕組みの「互助」ができれば、行政に頼らなくても災害時に適切な対応が取れるようになり、特に避難時に支援が必要な方々の被害軽減につながると考えます。

地域づくりに取り組んでおられる方々への提案です。地域の中で生活している中学生を防災リーダーへ育てる取組をしようではありませんか。１０年後、２０年後、地域交流の活性化にも貢献してくれる人になってくれていると確信します。

今年も、明日１３日の水防訓練、秋には原子力総合防災訓練や若狭町防災訓練などが実施されますが、地区の住民が災害時に実際に地区防災計画に規定された防災活動を実施できるよう、町と連携して防災訓練を行うことが重要です。そして、防災訓練の結果については検証を行い、地区の住民がその課題を把握し、活動を改善することが重要です。「助けられる人から、助ける人へ」、町を守る人を増やす取組、防災人材育成を強化しましょう。

最後に、住民の皆様へは、非常時に備え「避難ルートを確かめておく」、「避難場所を確かめておく」、「非常用品を準備しておく」、以上をお願いしまして、私からの質問を終わります。

○議長（熊谷勘信議員）

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後　３時３９分　散会）